

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(2-45)、
廃棄物管理施設(21)、MOX燃料加工施設(2-15))」
2. 日時：令和5年3月23日(木) 10時05分～10時40分
13時30分～15時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
古作企画調査官、大橋上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任
安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、
武田安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係
員
日本原燃株式会社 再処理事業部 事業部付部長(設工認・耐震)他18名
中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料サイクルグループ 担当副長
日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 副主任
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和4年
12月26日)
「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可
申請を受理」
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000120.html
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和4年

12月26日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000121.html

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和4年12月26日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000122.html

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和4年12月26日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000123.html

- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書(令和4年12月26日)

「日本原燃(株)から特定廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000124.html

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和5年2月28日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000242.html

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和5年2月28日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000243.html

- ・ 令和5年3月22日

「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、廃棄物管理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	私は
0:00:04	了解します。
0:00:05	本日のヒアリングは令和4年12月26日、及び、令和5年2月28日に申請のあった、設計及び工事の計画の申請についてヒアリングを行うものになります。
0:00:17	まず規制庁側の出席者ですが、本庁からコサクタカナシカミデ。
0:00:23	フジワラシミズセトガワになります。
0:00:27	Web Xの出席者は、タケダタジリオオオカオオハシキシノとなります。
0:00:35	それでは日本原燃から出席者の紹介と議題の構成、説明範囲達成目標等を説明してください。それではよろしく申し上げます。
0:00:45	はい。日本原燃事務局の中浜でございます。
0:00:49	日本側の出席者を紹介いたします。
0:00:53	まず、事務局でございますけれども再処理よりサトウ。
0:00:57	タカハシ、セガワ、中浜。
0:01:00	MO X側では樋口イシハラ笠毛。
0:01:05	説明者でございますけれども、本日地盤の進め方及び耐震建物01の修正方針。
0:01:14	等のご確認をいただきたいと思っております。地盤関係で飛ばしオガセ、耐震建物関係でホシノし経過は、
0:01:26	当申請書不備関係で、ズスキ、
0:01:29	あと外傷関係取りまとめで、エビナSA関係取りまとめで、
0:01:35	ホリグチ以上参加者となります。
0:01:38	最初にちょっと認識をさせていただきたいのが地盤の進め方ということで、こちらから説明を開始させていただきたいと思っております。
0:01:57	はい。井上富樫でございます。昨日浅香稲葉で議論させていただいた部分の地盤モデルちょっと進め方につきまして社内の方で議論しましたので、その内容に関しましてご報告させていただきたいというふうに思っております。
0:02:11	地盤モデル関係でございますけれども昨日の議論の中で月中中にといったところで、作業を進めているところでございますけれどもただ、実際の作業状況を踏まえるとやはり、4月の会合をな、

0:02:23	ん中ですねすべて説明するといったところはちょっと作業の進捗状況を考えますと、難しい状況という形で判断いたしました。その結果といたしまして、まず主、4月の会合といたしましてはまず、岩盤部分に対しましての全グループに対しての感度解析及び、
0:02:39	減衰定数の監査記録等の深掘り検討といったところを説明していきたいというふうに考えてございます。
0:02:45	それを踏まえまして5月以降になりますけども、5月以降といたしまして、表層地盤部分に対しての、同様な深掘り検討と、それ以降の部分について、4月の内容とここはと。
0:02:58	の結果を踏まえまして、今後どのような形の方で第2回申請においての地盤モデルっていうのを設定していくのかというところの、当社の考え方のほうをご説明したいというふうに考えてございます。
0:03:09	こちらの方の対応にとりまして、4月の資料の提示といたしましては、昨日の資料ですと14日という形の方で使用停止になってございますけどもこちらの方1週間早めまして、4月の7日の日にですね補足説明資料関係の方を提出させていただきたいというふうに考えてございます。
0:03:26	説明は以上でございます。
0:03:28	すいません、今画面共有しておりますのが
0:03:31	3月の会合の中で今後の進め方という形の方で提示するものとして今、
0:03:39	資料として準備しているものでございます。内容としましては先ほど申し上げた内容のところを、資料の貸しているといったところでございます。説明は以上でございます。
0:03:49	それでは、規制規制庁側から質問ある方いらっしゃいましたらお願いいたします。
0:03:54	規制庁カミデです。
0:03:57	補足を。
0:03:59	最新の予定より1週間早めたいという話7月7日って言ってましたけど、
0:04:06	それはあれですか表層の部分は、
0:04:11	家競争の部分の結果も含めてなのかっていうことでいいんですか。
0:04:19	読み飛ばしてございます。すいません
0:04:21	4月7日に提示する部分といたしましては、岩盤部分に対しての内容の方を提出したいというふうに考えてございます。

0:04:30	規制庁上出です。作業の状況としてはもうヒアリングで聞いていて、3月末に一通りのグループの結果は出ると。
0:04:41	というような話を聞いていて、それで昨日お話をしたんですが、なぜ、表層部分を含めた資料提示ができないのかっていうのがよくわからないので、説明してください。
0:04:56	はい。日本インター大橋でございます表層部分に関しましてはやはり深掘り検討部分の今進捗状況が、やはり今いろいろ考えながら進めているところもございまして、そちらの方の作業状況を踏まえまして、
0:05:10	4月7日の部分にその表層部分の深掘り検討まで含めた内容といったところの提示っていうのは難しいという判断に至ったところでございます。
0:05:19	あと、規制庁カミデです。
0:05:23	今回の会合もそうですけど、事業者の結論には至ってないもののファンド新作業状況進捗状況として、今こんな感じでそういう話を聞くんですけど、
0:05:36	なので、何もすべての考察が完全に終わってないと資料提示できない一方で、
0:05:43	その岩盤部分だって本当に考察終わってんのかって感じもするんですけど。
0:05:49	そういう種ステータスを明確にして、
0:05:54	資料を出すということもできるんですけど、それでも原燃としては表層はちょっとまだ出せないっていう感じなんですか。
0:06:11	はい、土橋でございます。ちょっと、今回グループ数も少し多くなってくるといったところがございまして、その辺りですね品証の確認等も含めると、
0:06:23	とりあえず岩盤部分を先行したものでですね、提示していくといった方が確度が高い資料提示なのかなというふうに思っております、今回こういうような形の方で、切離し形の方でご提案をさせていただきたいというふうに思っております。
0:06:38	はい。規制庁深見です。
0:06:40	ちなみにヒンショウ
0:06:43	にどれぐらい山積み作業の山積み。
0:06:46	目的ですか。

0:06:52	はい。日本原燃の富樫でございます。まず、
0:06:57	岩盤部に関しましては今、し、
0:07:02	3月末のほうで上がってくる内容プラス1週間程度出す前、出す直前になってんなって参りますけどもその部分で対応が可能だというふうに考えてございます。
0:07:13	それ以降の部分で表層部に関しての確認の方を実施していくという形になって参りますので、4月のエンドちゅぐらいにはその部分もご提示できるかなというふうに見込んでいますところでございます。
0:07:25	はい。規制庁深見です。
0:07:27	もういいですというか言えばこういうで全然話が進まないの、もう、
0:07:32	勝手にどうぞって感じですけど、
0:07:35	今回の会合資料においても表層を、
0:07:40	もう提示をせずにみたいな話があってヒアリングでいやいやそうじゃないでしょうという話を、
0:07:46	先週してるんですよ。それにもかかわらずまたおんなじことを言っていて、こちらの問題意識が本質的に伝わっていないのか、わかっていながら無視をしているということが、
0:07:57	続いていると思ひまして、
0:07:59	土橋さんを、
0:08:02	では、それがキャッチできないようなんでもうちょっと上の方でその辺キャッチをしてですねコントロールして欲しいと思ってるんですが、どなたかいらっしゃらないですか。
0:08:24	日本原燃志田でございます。現状すいません松本とかがここに同席していないので、今後、同席させて、
0:08:34	方針含めて説明ができるようにさせて、
0:08:40	はい、規制庁カミデとりあえず、
0:08:44	事業者の工程等で勝手にどうぞと思ひますけど余りにもこちらとの意識が合わないなど。そういう時点で、我々と認識合わせようという形で時間を使うのは無駄なので、
0:08:57	私から本件についてもありません。以上です。
0:09:05	その他規制庁側から質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:09:12	ないようですので、原燃側続きの説明をお願いします。

0:09:23	はい。日本原燃のオガセでございます。続きまして、耐震建物 01、建物構築物機器配管系の評価対象の網羅性あと既設工認との手法の相違点についてというところの、
0:09:36	構成の概要についてちょっとご説明させていただきたいと思います。こちら資料を昨日提出させていただいておりますので画面共有をしながらそちらへの概要だけまずご説明をさせていただきたいと思います。
0:09:48	ちょっとこちら繰り返になりますけどこの網羅性関係の資料につきましては、以前、3月の頭ぐらいにヒアリングの方させていただいておりますご指摘いただいて、それに踏まえて直しているところがございます。今回お示ししているのは2ページ目に全体のフローみたいなものをお付けしておりますけれども、
0:10:05	こちらの耐震建物 01 の4ページのところで、この耐震建物 01 の全体構成としてフローをつけているところなんですけど、それを前回提出ヒアリングでご説明したのから、ブラッシュアップさらにこの内容を細かく書き足してきたというものになってございます。
0:10:20	こちらで前回いただいたコメントといたしまして、各所で何を一体説明するのかという話、あとは既設工認、各所で説明するのかという話、あと既設ポイントの相違点なんかを整理して、そこからこの資料の真ん中のところで、四角で囲っている、この補足説明資料の説明の全体と、
0:10:38	その中の3ポツ、今回設工認における主な説明項目、ここにさっきの相違点の整理みたいなところを踏まえてどのように繋がるかという話、あと各当間小であるとか、共通12で書かれるところ、AぼつとかB力着さんという新規設備ですとか変更設備そういったところの整理がどのようにこの耐震建物 01 で拾われるか。
0:10:56	というようなところについてまとめてきているところがございます。
0:11:00	重要なところに絞ってご説明だけをさせていただきたいんですけども、真ん中ら辺のところのちょっと上共通12の補足説明資料がグレーのハッチングがかかっているところがございます。
0:11:11	これにつきましては前回もご説明しております通り、最新の条文とそれ以外の条文に関する新設と改造設備が、その構造の概要ですとか、設計のコンセプトが語れる語られる資料になっていると思っております。なっております。

0:11:24	これを踏まえまして我々といたしましてこの網羅性のこの本の中でどう いうふうに拾われるかといいますと、下に伸びている矢印、各条文で新 設改造となる評価対象施設ですとか、構造の概要ですとか、設計上のコ ンセプト配慮事項。
0:11:39	そういったものを、評価対象施設の網羅性であるとか評価内容のところ に甲乙、落ちていくということ、その中で評価対象と評価対象部位また 評価内容というところが、きちんと網羅できているということをご説明 した上で、
0:11:52	同じく共通中に今度横に右側に伸びる線のところでございますけれど も、新設改造となるところの構造が実際改造になっていたりするものに つきましては変わってますので、
0:12:02	こういったところを踏まえて既設工認との相違点の整理という2ポツ、 ホンセ補足説明資料の2ポツのところに行きますというところでは
0:12:10	前回のヒアリングでご説明したバージョンにおきましてはちょっとここ の2ポツがですね、建物どうどう機器配管系と個別にある意味、何てい うんでしょう使ってというか個別に書いていたところであるんですけども、
0:12:23	今回、共通12ですとかあとは我々が今回説明したい3ポツの流れなん かも踏まえまして、大きく(1)と(2)というところで、建物構築物機 器配管系で、
0:12:34	ある意味溝渠共通的な方針でこの変更点というところを系統立てて説明 しようというふうに考えてございます。大きなジャンルとしてはこの2 ポツの中の(1)と、
0:12:45	(2)というふうにあります改造または変更施設自体が変わっている ところに伴う例えば緒元なんかが入ってますけれども、そういったところ の変更点をまとめる。あとは(2)といたしまして、ものは変わって いなくても、S sが大きくなったことに伴いまして評価を精緻化してい るとか、
0:13:01	そういった変更点みたいなところがございますので、そういったところ についてこういった変更があるというのを系統立ててご説明しようとい うふうに考えてございます。こういう説明を2ポツでちゃんと展開して あげることで下の方に伸びております赤バツついているところでは

0:13:16	A、
0:13:17	金からの変更点について補足説明資料もともと各施設、個別に何ていうかね細かく説明するような資料を準備するような予定をさせていただいておりましたけれども、
0:13:27	この耐震建物 01 の 2 ポツでこういった変更点を系統立てて説明することで、この細かい補足説明資料の方につきましては提出の取り止め、きちんとこの耐震建物 01 に取り込みの方をするというような形を考えているというところでございます。
0:13:41	最後にここで (1) (2) 2 ポツの中の (1) (2) で整理いたしました。変更点ないし、施設自体の変更となった評価方法の変更点を受けまして、3 ポツ、今回設工認における主な説明項目という本丸の部分になるんですけれども、
0:13:57	こちらに対しても先ほどの (1) (2) と対応するような形の整理を行った上で、変更に関するところでこういった補足説明が要るのかということについてまとめ上げていきたいというふうに考えてございます。
0:14:09	ただ一方で変更にかからないところについての補足説明なんかもありまして、例えば解析とか評価の何ていうんすかね表、詳細なエビデンスみたいなのところを示すような、
0:14:19	ものもやはりありますのでそういったものにつきましては、この 3 ポツ 2 というところでございます。耐震評価手法及び結果を補足する、説明事項とちょっと名前はつけておりますけど、
0:14:29	こういったその他の変更にかからないものもございましてこちらでも網羅する形で、今回施設購入における主な説明時項目というようなところをまとめ上げたいというふうに考えてございます。このこないだのヒアリングで上出さんもおっしゃってございましたけれどもこの 3 ポツというのが、
0:14:43	今回設工認で我々耐震として説明することのザッツオールになると思いますので、ある意味、耐震全体の会合でご説明してる説明事項のうち、1 ポツですかね、設計条件等のところですが、それに該当するのはこのこの施設補足説明資料の 3 ポツに該当するものという位置付けで作ってございます。
0:15:00	すいませんちょっと説明が前後してすみませんが、次のページの 3 ページでございますけれども、

0:15:05	先ほどご説明した既設工認との相違点の整理についてという、耐震建物01の2章のところなんですけれどもこれのところなんですけれども系統立てて変更点というところは整理いたしますけれども、
0:15:17	これがじゃあどの施設では該当変更点が該当してどの施設では該当しないのかというところが建屋とか、機器によって間違ったりもしますので、それにつきましては縦軸に施設名を並べて横軸にその変更の種類を並べた星取表みたいなものを作って、
0:15:32	その該当する変更点が、変更点が該当する施設というのが網羅的にわかるように資料の方は構成していきたいと思っております。この方針作っております。こういうふうな方針で進めたいと思っておりますので、
0:15:44	これに基づいてこの耐震建物01自体の資料の方を作成して改めて提出をさせていただき予定としてございます。すいませんご説明以上です。
0:15:55	それではただいまの説明について、質問のある方いらっしゃいますでしょうか。
0:16:00	規制庁上出です。
0:16:04	ちょっといろいろ説明してもらいましたが、今日のヒアリングで、何を認識合わせたいなと思ってますか。
0:16:15	はい。日本原燃のオガセでございます。こちらの先週末ぐらいの朝へのヒアリングの時点で今後の耐震建物01の動向もしくは対象としての、
0:16:26	1ポツの説明のところについてどういった進め方を考えているのかというお話がありましたけれども、やはりこの耐震建物01という資料が、すべての耐震の始まりのところの資料になってきますというところ。
0:16:38	つまり各補足説明資料一番右下に書いているようなところが、説明する上での前提みたいなところになっておりますのでこれをやはり急がなければいけないという課題認識を我々持って進めているところでございます。
0:16:50	やはりこの資料につきましてはやはりいろんなところから資料を引っ張ってきてあと建物機器堂々にこうなんていうんすかねタガワ跨ってつくられるものですので、急にちょっといきなりこう出来栄えお見せした時にイメージが乖離するとちょっと
0:17:04	お互い執行率のことになってしまうかと思っておりますので、こういった章構成で進めますというところにつきまして、あらかじめ後、ちょっとご説

	明させていただいて、ご指摘がありましたらその資料の方に反映させていただきまして、1度はこの耐震建物 01 をご提出して説明させていただきたいと思って、
0:17:21	本日はご説明させていただきました。以上です。
0:17:26	はい。規制庁深見です。具体的にどこにところっていうよりは、一通り見て、何かあれば教えてくださいっていう感じ。
0:17:35	聞こえましたけど。
0:17:36	どうしようかな。
0:17:39	日本原燃のオガセですはい。すいません。そういうことでございます。全体の流れとして、これで説明できるのではないかと我々思っておりますので、何かこう、足りない要素等がありましたらご指摘があれば、はい。そちらの方も資料に反映させていただきます。
0:17:55	規制庁亀井です。そもそも何をお話をしたいのかっていうのは、ちゃんと整理をして、中の人でも、中の人とちゃんと話をしてくださいって、あとは言ってもっていう形で話をしますが、
0:18:09	まずですね、
0:18:14	別紙ってこれ何のために作るんですか、これを整理した結果、これを使って何をしようと。
0:18:24	していますか。
0:18:30	はい。日本原燃のオガセですこの1枚ペラじゃなくて耐震建物 01 を作ることで何がしたいかと言うはいところだと質問を受け取って回答することです。3 ページ目の別紙の表を作る。
0:18:42	しましう。すいません。
0:18:44	はい。日本原燃の大橋でございますすいません別紙の表を作る意図といたしましては今回我々この2 ポツのところの変更点につきまして変更出てくる種類というものを網羅的に書きますけれども、
0:18:56	やはり施設の構造ですとか、評価のやり方みたいなのところによって評価のプロセスみたいなのところによって、その変更点が該当するものしないものというものが出てきますのでそれをわかりやすくしたいと。で、
0:19:09	これをやることによりましてつまり添付書類でつけている計算書で、一体何が書いているのかっていうのがある意味明確になる申請書のなんていうんでしょうね目次みたいなのところの位置付けにもなるかと思えます

	のでそういった計算書をご確認いただくときの補助にもなるかと思ってちょっとこういうのをつけた方がいいと思いました。以上です。
0:19:29	規制庁上出です。
0:19:32	前たEのうち変更点がどんなところにあるか、計算書を見る手引きにもという趣旨。
0:19:41	であればそういったものがある方が確認をしやすいとは思いつつ、
0:19:51	今は、建屋5とか、
0:19:54	機電のイメージ、妃殿下どんな感じにするかっていうの今、イメージ言えます。
0:20:01	はい。日本原燃、清川です。今、3ページ目見ていただいと、この綺麗につきましても、建屋、今イメージ、建屋のイメージと同様に基本的には、
0:20:12	ここに設備単位という形でまず並べますと、ただ、ただ設備対応並べるだけではなくて、入れる中では
0:20:20	冷系下の方で今警察の分類というところをやってございますので、設備と分類対象となる分類というのは、
0:20:27	示した上でどの分類に属する設備が何を変わってるかというところを縦軸でまず見せた上で、横軸にはその変更点を示させていただきたいというふうに考えてございました。以上です。
0:20:41	規制庁上出です。
0:20:45	何となくこれはこれでと思いつつ、耐震計算の
0:20:51	ちょっとタイトルありですけど、
0:20:54	要は設計プロセス、
0:20:57	を説明してる、説明書つけるじゃないですか。計算方針みたいなやつ、要は類型化で、これ、木本のあるような説明書ですけどその最後にもう星取表があって、
0:21:10	どの設備とかどの建屋に対してどうの設計プロセスを撤去しているかっていうのは一覧表で、つけてもらうことになって、
0:21:20	何かその資料と、この表の役割が微妙にラップしつつ、ちょっと目的が違っててっていう感じで、何か気持ち悪いなと思う。
0:21:31	出るんですけどその辺って事業者なんか考えたりしてます。
0:21:38	はい。日本原燃助川です。江藤カミデさんのご指摘通りだと思います。ちょっとこちらの方で今回そこをつけさせていただこうと思った考えな

	んですけども、まず耐震建物 01 というところが、全体の当県工程とかすべてに対する、
0:21:53	頭になりますのでまずこの中で、それぞれの変更ですとか、こういったものに対して説明するかということをもまず一覧表に示していく必要性があると思ってます。これをつけたい。
0:22:03	つけたほうがいいのかというふうに考えた次第でした。で、その上で、設計プロセスとかっていうところについては、ここで上がったものっていうところで同じようなものにはなるんですけども、
0:22:12	そういったに対して同じ設計プロセスでやってる違いはどこかっていうところで、同じような表というところでは、なってしまうんですけども位置付けが違うというところでちょっとそれぞれをつけたほうがいいのかということ、こちらの方にもつけた。
0:22:25	つけるべきパートにちょっと今考えたというところだったんですけども、ちょっとちょっとどちらでした方が、そこら辺が見やすくなるかというのを一度整理させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
0:22:40	藤。規制庁、上出です。
0:22:43	今、この資料だと、縦軸に対象施設をとってますけど、
0:22:50	縦軸に設計プロセスをとっちゃえば、そっちの表ともリンクするし、
0:22:58	ということなんじゃないかなと思いますけど、その辺は、それをやると、設計プロセスの方も固まってないから先ほどいきませんって感じですか。
0:23:16	すいません。衛藤。
0:23:18	今ですのご指摘いただいた内容すいません。正直そこまでの統合というところも考えられてなかったのがまず事実になります。今のご指摘踏まえましてこの中に設計プロセスを入れることができるかってことも進ま
0:23:30	踏まえて再度土佐の方でどう整理するかというのを検討させていただきたいと考えてございます。以上です。
0:23:36	はい。規制庁カミデです
0:23:39	設計プロセスもう大分書きたいでないんじゃないかなとは思ってるんですが、それはそれとして、おっきな項目としてはさすがに上がってるんでしょうから、そういう意味で、

0:23:52	ちょっと縦軸を整理して、例えばその応答解析のところに、この変更点があるとか、応力解析、これは応力解析ですねと、これはモデル化のところで、
0:24:03	にかかる変更点なんだみたいなふうにすれば一応一気通貫で見れるかなと思います。ちょっと検討してみてください。
0:24:17	はい。TN-S結果です。ご理解いたしまして、こちらの方を採用させていただきます。今ちょっと頭の中で、これは整理するんですけどもやはり今、設計プロセスを示すとすればですね縦軸は当然対象施設になるとございますので、
0:24:33	配送施設を並べた上で横軸の変更点というところの内容というところが設計プロセスのどれに該当するかというところに見せる形の方がいいのではないかと考えてございましたのでちょっとその、
0:24:45	整理も踏まえて、衛藤さんの方の検討を進めさせていただきたいと考えてございます。以上です。
0:24:53	おいでです。
0:24:54	それはあれですか。
0:24:58	機器、ある程度のその機器のまとまりごとに設計プロセス違うからきて、毅然として1個の表にできません。
0:25:08	だから、横軸で頑張りますってことですか。
0:25:14	すいません私の説明がちょっと間違っております。当時、落ちてきていたわけではございません。衛藤設計プロセスっていうところがあったので衛藤。
0:25:24	そうですね。すいません。ちょっと。
0:25:27	自分がちょっとここを変えをします。ちょっとそこも踏まえて整理させていただきます。
0:25:32	すいません日本原燃、内野です。今ちょっと助川から説明したのがちょっと、
0:25:38	方向性がずれてしまったのですが、現状対象施設と書いてあるところは縦軸に設計プロセスの項目を並べた上で、横軸に変更点を示す形で、1度検討させていただきたいと思います。
0:25:53	その上で機キーの方で、そういう整理がちょっと難しいようであれば、またちょっと朝日家でも相談させていただければと思います。

0:26:05	はい、規制庁カミデですどちらにしても認識合ってるかちょっとあやしいので、また、
0:26:11	ちょっと見せてもらいたいなというところです。
0:26:16	で、1点戻って2ページ目なんですけど、ちょっと認識がよくわからないのが2ポツのところ、
0:26:26	2ポツの四角の右下で、青字でBはって書いてあるんですね、Dなんだけど、2ポツの(2)のところだと新規も含むってなって、
0:26:36	Dで新規含むだともう入ってくるんだけど、学会でない。
0:26:41	ということで、
0:26:44	これ、どこで新規を取り込むのかっていうのがよくわかんない資料になってるんですけどその辺ってどう考えてます。
0:26:52	はい。日本原燃のオガセでございます神谷さんおっしゃる通りでここ新規施設も含むというところになってましてこれっていうのは共通中に上の方でとか書いてるものがおりてくる。
0:27:03	ていうところになってますけれどもここ既設工認との相違点の整理というふうなところの趣旨の資料になって説明になっておりまして、評価手法の変更点につきましては既設工認から変わったところについて説明しますけれども、
0:27:16	その変わった結果、取り得るととることにした評価手法なんていうのは、今回の新規施設も同じやり方でやりますよという意味でちょっと書いておりましたので、あくまで説明の趣旨は変更点なんですけれども新規も同様にやりますという意味でちょっと括弧をさせていただいたというふうなところ。
0:27:31	は、作成した趣旨でございました。
0:27:36	藤規制庁カミデです。やりたかったのは、
0:27:41	新規も含めた全体の説明事項っていうのは、どこで示すんですかっていう話なんですけど。
0:27:50	いかがですか。
0:27:53	はい。日本原燃はせずこの2ポツの中だと思っています。
0:27:57	藤規制庁カミデです。そこはちょっと認識違ってて私は3ぽつだと思っ てずっと話をしてたんですよ。一発はあくまでもBワンの話で、機構に出てるものに対しての変更点です。

0:28:10	言うだけで、3ポツで結局新規も合わせて、2ポツも踏まえて、要は神経を全部説明するって言ってるんだから全部説明しますよ。
0:28:20	それプラス、変わったところは変更点だけなんですっていう話をしてるんだから3ポツで全体を結合して、新規、あとは変更者に対して、全体的にこの辺が、
0:28:33	説明項目になりますっていうのが聞けると思ってたんですけど、認識合っていないんですかね、IP、
0:28:40	はい。日本原燃瀬谷でございます。はい。ちょっと今説明しながら、自分たちで書いてるものが矛盾してることに気づきますので、おっしゃっていただいているように、
0:28:50	上からくる1ポツ1ポツ2で網羅性を持って全体を歩きますよと、今回の申請対象は全部網羅的にあげますよと言って、その時にはビーチでありますけどこの中には、
0:29:04	大変共通順位で言う耐震以外の条文に係る新規改造で耐震としての評価をしなきゃいけないものも当然入ってきた上で、B-1に該当する改造の部分とか金融から変更した分が2ポツで拾われ、
0:29:18	1出てきたものはそれ以外のものも含めて3で今回設工認における設計、主な説明事項として拾い上げて、全体を示すという形にさせていただきます。
0:29:31	はい。規制庁カミデです。
0:29:33	あとですね、もともとのオーダーとしては、3発の目次つく、見せてくださいなんです。そこで大体イメージ合わせられるかなと思う。
0:29:45	なんですけど、今回出てきたのが、
0:29:48	大分ざっくりな目次にしても大分ざっくり、
0:29:53	これ具体的にどんなものがあるのか、当まとめ方ですよ。建物構築物として、一旦、
0:30:03	建物構築物っていう項目はどっかに出てくると思うんですけどそれはどの単位で出てくるのか、その下にどんな説明事項がぶら下がるのかっていうところまで、
0:30:14	認識を合わせておかないと、01出てきたときに、何これってんなっちゃいますよとしてお伝えしてたので、3ポツの目次をあと、
0:30:25	2段階か3段階ぐらい、下げたものを、

0:30:30	見せてもらわないと目的が達成できないんじゃないかなと思ってますけどいかがですか。
0:30:37	はい。二本木次長でございます。はい。今お話としては1から流れてくるものも含めて3ポツでどういうことを説明したいのかっていう構成です。ね、目次の
0:30:48	並びであったり、その中で何を書こうとしているかということも含めて早急に作って、提示をさせていただきます。来週の前半で話を、
0:30:59	させていただきます作業に移れるようにできればと思ってます。以上です。
0:31:05	はい。規制庁深見です。よろしく申し上げます。私の方からは以上です。
0:31:12	その他、規制庁側から質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
0:31:20	利根川
0:31:23	それでは続きの説明等或いはお願いいたします。
0:31:38	日本原燃の佐藤でございます。昨日光いただいた都市審査会合資料の土佐飯野付近の関係なんですけれども、本日社内で16時から、さっきこのワーキングをかけるつもりすると、
0:31:52	×資料につきましては、また本日お送りしようと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
0:32:02	の件に関しては特段、つつある方いらっしゃいますか。
0:32:09	ないようです。ね、原則、今日の強い説明、これで終わりでしょうか。
0:32:15	はい。日本原燃事務局の赤間です。はい。我々認識合わせさせていただきましたのは以上となります。
0:32:22	はい、ありがとうございました。
0:32:24	では最後に、振り返りと今後のスケジュールをお願いいたします。
0:32:36	はい。日本原燃のオガセでございます耐震建物01の全体方針のところにつきましては、まずけん、次回来週火曜日にご説明できるようにさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:32:48	内容といたしましては本日ありましたところの特に3ポツのところの細かい章構成のところ、1ポツと2ポツの評価対象施設課変更点、韓国でどう展開するのかを具体的にはいちょっと展開させていただいて、
0:33:00	再度説明をさせていただきたいと思っております。以上です。
0:33:04	ありがとうございました。

0:33:06	以上がコメント等ありますでしょうか。
0:33:10	特段ないようですので、最後に聞け疑念側から連絡事項等ありますでしょうか。
0:33:18	はい。全員事務局の神戸です。こちらから特にございません。ありがとうございました。それではこれでヒアリングを終わりたいと思います。お疲れ様でした。
0:33:28	停止いたします。
0:00:02	それでは午後に本年度のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:07	本日のヒアリングは 14 円、令和 4 年 12 月 26 日、及び、令和 5 年 2 月 28 日に申請があった、設計及び工事の計画の申請についてヒアリングを行うものになります。
0:00:19	なお用いる資料は昨日提出されました、各条 00 資料の水素プール、蒸発観光通信になります。
0:00:27	まず、規制庁側の出席者を本庁からコサク、
0:00:32	フジワラセトガワになります。
0:00:34	リックスの参加者、なしとなります。
0:00:38	それでは日本原燃から出席者の紹介と議題の構成の確認説明範囲、達成目標の説明をしてください。それではよろしくお願いします。
0:00:49	はい。日本原燃事務局の中浜です。
0:00:53	原燃側の出席者紹介いたします。
0:00:56	事務局より、瀬川中浜。
0:01:01	S A 関係で取りまとめでホリグチ、
0:01:04	メインの説明者で玉内、
0:01:07	施設課でございますけどもプール関係で、林安保。
0:01:12	明内。
0:01:13	あと、通信関係で、品以上参加者となります。
0:01:18	それで、先ほどご紹介ありました 00 資料、蒸発乾固側から説明さ、開始させていただきたいと思います。
0:01:27	規制庁の藤原です。今回のヒアリングメニューは、もう何度かやったことあるものとか、1 度やっているものなので、基本的には、
0:01:37	説明をどうしてもしたいところっていったところを中心にさせていただいて、効率的に進めていただければと思いますよろしくお願いします。
0:01:50	はい。日本原燃の玉内でございます。

0:01:53	はいヒアリングのですね内容について、井澤さんおっしゃる通りですので、効率的に説明をさせていただきたいと思います。
0:02:00	まず、18 観光というか全体としてですね、前回の 3 月 15 日のヒアリングの図面と反映しましたということと、
0:02:09	あと同時発生の資源についてですね、
0:02:13	事業変更許可のですね添付書類ですとか本文にありますけど、それをですね追加しておりますので、その点について説明させていただくということになります。
0:02:23	具体的にまず、蒸発乾固 001 のですね、レビジョン 63 月 22 日付の資料からいきたいと思います。
0:02:33	はい。
0:02:34	そうしますと簡単にコメント箇所だけ説明させていただきますまず 14 ページ、通しで 14 ページお願いします。
0:02:47	はい。14 ページのところはですね、右から 2 列目のところ
0:02:52	蒸発缶記号ですね、状況手当が抜けておりますがここを追加しましたというところで青字になってるところでございます。
0:03:00	次に 19 ページをお願いします。
0:03:08	はい。すでに 19 ページの左下のところに試験検査というものがございます。こちらの内容について、機種ごとにですね実施すべき内容をしっかりまとめた上で末日とか記載にすると。
0:03:20	いうところで、記載の
0:03:22	内容をですね見直しております。
0:03:25	で、えっとですね、左から 2 列目の基本設計方針のところ見ていただきますと、
0:03:30	考え方としましてはまず初めの段落で、
0:03:34	最初に必要な機能を確認して直す。
0:03:38	という行為をですね、一般の機器ですとか、計測制御の機器、電気屋の機器、
0:03:44	パターンを分けまして、実施する内容を記載させていただいたと。
0:03:48	ということになります。具体的には、青字で書いておりますけれども、こういった方々排風機等で機器に関しましては、まず機能必要な機能を確認するというので、まだ一旦人数、機能性能、
0:04:01	を確認した、確認すると。

0:04:04	確認することが可能な設計として、
0:04:07	もしあの機能がですね、直す必要があれば取替補修分解点検、
0:04:12	できるというようにですね、記載をさせていただいております。
0:04:15	はい。
0:04:16	30 ページにつきましては、
0:04:19	えっとですね、その続きの文章になるんですけども、従前外観の確認 というところがあったんですが、
0:04:26	今回ですね外観の確認自体は、運転状態の確認の中でできるので、そこ は記載をですね、明確化したと。
0:04:33	いうところで直させていただきました。はい。
0:04:37	続きまして 45 ページをお願いいたします。
0:04:43	はい。
0:04:44	45 ページは記載の適正化なので、簡単に申し上げさせていただきますと 左下ですね。
0:04:50	放射線分解により発生する水素による爆発の鍵括弧のところちょっと 変更点でありますというところを抜けておりますのでここは適正化いた しました。はい。続いて 84 ページをお願いいたします。
0:05:06	成長の 84 ページはですね、内村です。
0:05:10	すいません多分こちらからコメントしてる部分っていうのは、担当者が 確認してますので何かあればお聞きするかもしれないんですけど、細か く 1 個以降と言うよりは、どういうふうに変わっ変えたかとかで何です かね、
0:05:23	流すのではなくて一応ちゃんと言っておきたいみたいなことがあれば、 説明いただけたらいいかと思うんですけど、今って多分修正点全部一つ 一つ言っていたらいい気がするんで、もう少し効率的にお願いしま す。
0:05:36	古作です。それで言うんですけどね、こんな説明がいらぬように吹き出し を書いていると、いうことだったと思うので、そういう配慮をこういうふ うにしましたよっていう例示を言うだけで十分だと思うんですけど。
0:05:51	今説明があったところ 30 ページ。
0:05:55	明確化しましたって言われてるんだけど何言ってるかがこの文章では全 然わかんないんですけど、どういう配慮してるんですか。

0:06:08	日本原燃田内です。すみませんちょっと後半音声の不鮮明だったんですけども吹き出しの内容ではですね全然説明になっていないですよとどう考えたということだと理解しましたが、
0:06:21	はい、それに関しましては、
0:06:24	考え方を書きますと非常に機種ごとに点検項目をこう考えましたということですね、書かなければ長くなるので、
0:06:32	すみません詳細事項は添付で確定ですとかそういった工夫をしようかと考えておりました。以上です。
0:06:38	古作です。それにしても修正方針がおかしくて、DBとかで言ってることと全然対応違ってると言うんですけどどうなってます。
0:06:50	添付で説明をするということだとしたら、この吹き出しにそういうことが書いてあったはずで、かつそういうのってほしい等の説明になるんですよ。
0:07:01	方針では頭でまとめますけど、具体は、添付の方で示してて、その添付で示してるというのはその頭でまとめても更新としてその内数になると、いうことが
0:07:14	明確ですというようなことをここで説明されてたと思うんですけど。
0:07:19	どうですかね。
0:07:23	はい。日本原燃戸松です。
0:07:25	はい。すみませんコサクさんおっしゃる通りでちょっとこの書き方ですねスタッフをDBと合っていないです。すみませんでした。
0:07:32	すみませんちょっともっとしっかり書くようにさせてください。
0:07:38	考え方をですねしっかり書いた上で、
0:07:40	どういう考え方に基づいて、試験検査の内容を書いたかというところがわかるようにします。はい。以上です。
0:07:48	はい。補足です、なんでこのタイミングでそんな指摘をまたまだ受けなきゃいけない状態なのか、の作業状況を教えていただけますか。
0:08:03	子育てですけど要はその全体記載方針を整理している人の後のコミュニケーションがとれてるのかであったり、
0:08:10	DBなり耐震でやってる人との実施状況っていうのがそごないかっていうチェックをとあれがどうやってるんだと。
0:08:20	ということなんですけど。

0:08:25	はい。日本原燃の瀬川です。このF Aのこういったお作法の部分のチェックもすべて私が、
0:08:34	実施してございます。添付Aの展開にあたって頭とかで示すのも重々承知していたところですよ。で、ちょっと言い訳がましくなってしまうんですけども。うん。だからチェックしないで出したのって言われることになってしまうんですが、
0:08:49	ここの計算の部分ですね、先日来の十時 10 名なあとで、試験検査の部分の重要性っていうのを、衛藤。
0:09:00	ご指摘いただいている、添付書類でしっかり拡充していかないと認識で作業しておりました。基本設計方針上じゃあどう書くかといった時にですね改めて全条文を調べ、押しなべて見てみると、
0:09:14	好き勝手やっぱ書いてたところがあったので、そこを全上手に横並び測って統一しようとは、基本設計方針上の記載ぶりとしては統一しようよ。
0:09:24	いう作業を資料提出ぎりぎりまでちょっとやっていたところがありました。
0:09:29	で、そういったところもちょっとあってですね。
0:09:33	解説がちょっと不十分というか、
0:09:37	情報もちょっと削除する方向になってる部分が一部出てしまったといったところでした以上です。
0:09:43	古作です。今説明いただいたようなことを、最初の説明で言うべきですよ。
0:09:53	はい、そう思います。
0:09:56	はい。コサクです。玉置さんもヒアリングでの説明の仕方っていうところで、特に施工に細かくなっていくので、許可のときのように一つ一つ丁寧にといいよりは、
0:10:07	そういう状況が認識共有できるようにという意識で対応いただければなというふうに思います。で、今の試験検査性のところでいうと、別途整理されているようなので、
0:10:21	それをヒアリングしたところ反映方針を整理をして対応していくと。
0:10:29	いうことにされたらいいかなと思いますし、
0:10:34	00 別紙 1 の中では、その旨でペンディングだということ等に、

0:10:41	記載をしておいてもらえれば、後で一括直していくということで構わないと思います。
0:10:52	はい。日本原燃戸松です。
0:10:54	はい。すみませんちょっと状況が、そうですね、伝わるように説明をちょっと気をつけたいと思いますということと、
0:11:01	あとは瀬川も申しておりましたように、十時 17 の方とかで、細かいところを整理して、
0:11:09	いくということになりますので、そちらをですね、まとめた後で反映するということで、
0:11:15	こちら、学んだりマークをつけておくということで対応させていただきたいと思います
0:11:21	はい。補足ですよろしく申し上げます。それで類似にはなるんですけど、操作のところで弁等と書いてあるところは、
0:11:31	本当にその表現がいいのかっていうのは精査できてるんでしょうか。
0:11:46	日本原燃の友利です。ちょっと今が該当箇所を探す。
0:11:50	すみません。よろしくコサクすみません私も
0:11:53	今の議論の中でいろいろと、ページめくっちゃったんで、当該場所がわからなくなったんで、申し訳ありません。
0:12:08	29 ページとかに、
0:12:11	規制庁フジワラです 29 ページとかにも何か上の吹き出しで 1 個等があって伝統の話だったりするかと思うんですけど、ここですかね。
0:12:22	はい、日本原燃田巻です。ありがとうございます 29 ページの上のところですね。
0:12:28	はい。ここの鋭い設備側から始まる段落で 3 行目に弁当と。
0:12:34	ございますけれども、
0:12:35	こちらに関しましては系統構成をする。
0:12:39	さらにですね、操作する設備自体は、
0:12:42	この連動ダンパーというところで、確定しておりますので、
0:12:46	吹き出しの通りですね、検討、展開するということになります。
0:12:51	はい。以上です。なので、こういった島とかはですね精査している。
0:12:55	有馬コサクです。27 ページ開いてもらいましょう。
0:13:04	この下から 5 行目には弁ポツ、ダンパ等とあります。
0:13:10	ダンパを書かないっていうのはどういう判断でしょうか。

0:13:25	古作です。しかも、吹き出しを見ると、ここには排風機というのも入ってます。
0:13:31	排風機の操作については弁ダンパで代表できると思っておられるんでしょうか。
0:13:41	はい。日本原燃の玉置です。この一番下の段落についてはですね、
0:13:49	悪影響捜査に支障がないようにですね操作対象は何かというところで、
0:13:54	小崎さんご指摘の通り、排風機の寄贈ですとかそういった操作もするので、この通り入れてしまっていますということと、あと団体についても先ほど含めていたのにこちら進めていないと。
0:14:07	というようなところ。
0:14:09	整合がとれてなくてですね、すみませんここは、
0:14:13	この通りそうですね動的まで含めてしまうのはちょっとやり過ぎですので、
0:14:18	表させていたきたいと思います。
0:14:20	はい。以上です。はい。補足です。これもちょっと前た飯野整理方針をまとめて対応いただいたらいいかなと思います。これA Dの方の、
0:14:33	作業でも発生してることだと思いますので、S Aだけで議論せずにですね、全体でまとめてもらえればと思います。よろしくお願いします。
0:14:46	はい。日本原燃玉置でしようしました。
0:14:52	古作です。目についたのはそういうところなんですけど、他の部分もおじほんとにD Bの方の整理と同じかっていうと微妙に違ってるとような気もするなど。
0:15:03	というのが一あるので、同様にですね全体を見渡してみても、統一してこういうふうに変えた方がいいなみたいなことは、旅行事例の反映みたいなことで、
0:15:18	対応していってもらえればと思います。その中で、今後こういうふうにしてきますというふうに、統一方針として話をすべきことというのを整理をして、
0:15:29	次回、お話しいただければと思いますが、瀬川さんそういったときに、どの資料でどういうふうに話をしたらいいかと。
0:15:39	いう等、
0:15:41	00 の記載の仕方って、何かどっかにまとめるんですけどっけ。
0:15:46	今日、日本原燃のセガワ共通 006 でしたっけ。

0:15:51	が一応、
0:15:53	つかさどってる資料としてしていますので、
0:15:55	そちらの方で対応方針というか、まとめ方、整理していければと思います。以上です。
0:16:03	はい、古作です。それで対応いただいて関係者とも認識共有ができるように、よろしくお願いします。
0:16:18	日本原燃の瀬川承知いたしました。
0:16:28	要はここ 1020 日後に説明するところ元変わりますでしょうか。
0:16:33	日本原燃の玉木です。はい。すいませんコメントをいただいたところの反映箇所というところは、すべて申しましたし後、見ていただければあとはすいません、わかると思いますので特筆すべきところは観光話です。はい。
0:16:48	溝辺。
0:16:54	青島そうですね。そう。はい。そうするとよろしければ、水槽、Bさん、40条の水槽になるんですけども、
0:17:03	こちら、今のお話でいきますと、基本的にはいただいたところは直しておりますことと、先ほどの同時発生を追加しておりますと。
0:17:12	いうところだけになりますので、ページをめくって一つ一つというところは、
0:17:18	省略させていただければと思います。見ていただいて、ご指摘、確認等あれば、すみませんが、よろしくお願いいたします。
0:17:27	長コサクですけど先ほどお話したようなポイントっていうのは、こちらの方はどうなっているかという同じような状況なので、同じ対応をして改善していきますってことでしょうか。
0:17:42	はい。日本原燃の玉内です。コサクさんおっしゃる通り、状況は一緒なので、もちろん、前回以降展開ですね、図らせていただきますということになります。
0:17:52	以上です。
0:17:53	はい。補足ですわかりました。よろしくお願いします。
0:18:02	はい。日本原燃田内です。
0:18:05	はい。
0:18:06	よろしければ、続いて

0:18:08	プールの方から、必要なところがあればということで説明させていただきたいと思います。
0:18:16	はい。お願いします。
0:18:18	はい。日本原燃の安保です。プールの方ですね。
0:18:21	共通的な直したところ以外のところとして、前回のヒアリングで修正するとしていたところですね、例えば 21 ページとかの調査の呼び込みのところここ、
0:18:31	修正して青文字にしております。
0:18:34	また、右下 8 ページですねここへと許可の本文とか添付 6.6 の記載がちょっと、
0:18:41	うちがよろしくなかったなのでこの、
0:18:43	箇所を適正化して、該当する箇所へ飛ばす。
0:18:46	いうところの修正をしております。
0:18:48	またですね、右下 11 ページですね、この、
0:18:52	基本設計方針の下の方、青文字になっておりますが、
0:18:56	これ事象をしっかりと明確化して、それに対して、対象に必要な衛生設備というものとの関係をしっかりと記載する形にしております。
0:19:06	こちら 14 ページも同じような修正を加えております。
0:19:10	あとは細かいの、仙頭狩野主事ですので割愛いたします。
0:19:16	プール説明以上となります。
0:19:22	今、規制庁側から特段質問ある方、いらっしゃいますか。
0:19:25	規制庁の藤原です。
0:19:29	前回のヒアリングとかでも少し横並びとかの確認で、少しぶれてるところが全体的にあって、整理してくださいとお願いしていた、各条文の設計の考え方のところの記載。
0:19:42	の方針なんですけど、
0:19:44	例えばこのプールの部分でいうと 44 ページとか 45 ページ 46 ページに渡ってるんですけど、
0:19:51	こちらちょっと他の事故条文と違って、一緒になくて 2 章から始まるとかっていう形だったかとは思いつつも、それを見ても、
0:20:01	36 条展開のところで、多様性地域分散とか空気防止といったところは、こちら B C D っていうふうに展開先、添付書類ですかね、との紐付けがされていて、

0:20:12	系統図とか配置図構造図にもひもづけをされているんですけど、他の事故情報の方ってされてない気がするんですけどそこら辺の整理方針を聞かせてもらっていいですか。
0:20:33	日本原燃、安保です。申し訳ありませんごくプールのところ、展開漏れとなっております。正しい姿としては、
0:20:43	戸塚の図面のところに行くことになります。申し訳ありません。
0:20:49	規制庁の藤原で割りますと悪影響防止とかのところも、Headそこそこ逆に紐付けない感じになるんですかね。何かあってもいいような気もしたんですけど。
0:21:00	むしろそういったところの情報っているんじゃないのかなと思ったところもあったんで、基本的にはでもそれは整理、紐付けないっていう整理で、事故条文のほうは整理するってことですか。
0:21:13	日本原燃の瀬川です。悪影響防止C等ですねこの36条に対する適合性の説明というのは、個別事故の
0:21:23	添付書類Fのプールの今の00資料の46ページで言いますと、
0:21:30	ナンバーし、
0:21:33	ですね、こちらの方に、
0:21:37	結論としてどう書くかといったさなあ、ちょっと言葉がうまくあれですけども、
0:21:43	十時17の資料でも少し先日議論りましたが、例えば可用性指摘分散で方針を述べた後に、その結果結末というのは、どう示すんだといったときにそれが系統図だとか配置図で示すことになります。
0:21:57	ようなやりとりをさせていただいて、前回資料でちょっとそのまま消えてたんですけども、
0:22:02	白衣黒についてもですね同じように、系統図だとか廃棄図で、こういう配慮をしているから悪影響がないんだという結論を、この個別事故条文の処理の中できちんと、
0:22:13	図示して示していこうというふうに思っておりましたので、先ほど安保から言った通りですね、Dというのはちょっと抜くという方向性で今整理してました。以上です。
0:22:25	コサクですけど。
0:22:28	もう記憶にないですけど、
0:22:32	図面に書くのは図面じゃないや、個別の説明書に、

0:22:38	書くのもいいけど、
0:22:41	図面も関係はして、そちらを見ることもあるのだから、
0:22:49	合わせて書いてください、説明書だけで説明し切りますと言わないでくださいって、随分前に言ったんじゃないかなと思ってたんですけど、私、
0:23:00	の記憶違いというか、
0:23:02	もうそうなんですかね。
0:23:08	隣でイシハラがですね、言った言ったと。
0:23:13	すいません。私、私の頭の中に入れてなかったのが問題でした。申し訳ございません。しっかりても関連するものをきちんと紐づける方法で修正したいと思います。どうぞ。はい。
0:23:28	コサクですよろしくお願ひしますっていうのも、
0:23:32	説明書の方説明し切りますみたいな整理をしてしまうと、
0:23:37	何でもかんでも書かなきゃいけなくなって逆に負荷が増えるんですね。
0:23:42	見れるものは見れる幅広に紐付けておいた方が、合理的な作業をしやすくなっていくので、この段階で、首を絞めるようなことをしない方がいいと思います。
0:24:01	はい。日本原燃のセガワに承知いたしました。
0:24:09	規制庁の藤村です。すいません。今、三つぐらい自分終わったところで、ちょっと繰り返して申し訳ないんですけど、蒸発加工、冷却機能喪失等、水素爆発のところの、
0:24:19	資料で、まず、上、
0:24:23	泊3区の方の129ページのところ、
0:24:27	なんですけど、
0:24:31	以降のところ電源の評価結果を代表にして今お話したいんですけど、お話を聞きたいんですけど。
0:24:40	水素爆発のところに14番で、
0:24:44	紐付けって行ってそっちに、他のところは、
0:24:49	例えば22、第22だと、計算のところで示すためっていうので、ハッチングかけてるとグレーハッチング。
0:24:57	を示していてその中に含まれてますっていうので何か数字が書かれてるんですけど。

0:25:03	精査爆発の場合は、そのにおいて示すためっていうところを書いてなくてちょっとぼやけてるのと同じところの水素爆発の記載を見ると、
0:25:13	蒸発乾固になって書いてあるんですね。で、どこかという水素爆発、
0:25:19	117 ページ。
0:25:22	言葉を同じように軽装において示すためっていう、
0:25:26	22 番もあり、24 番は逆に冷却機能喪失の蒸発乾固の方を引っ張ってきていてそちらはにおいて示すためって書いてあって、ちょっと何か、
0:25:36	お互いに言い合ってるような、
0:25:38	ただ、最後の文言がないので、
0:25:42	蒸発乾固の方で示したいのか、何なのかがよくわからず、また、ハッチングかかっているのをどう整理したのかを、
0:25:48	わかりにくかったんでここ、どういう整理をしたいのか説明いただいていいですか。
0:26:03	少々お待ちください。
0:26:38	日本原燃の玉内です。すいません。お待たせしました。
0:26:42	まず、このですね書き方でやりたかったのは、今の例で挙げていただいた可搬型発電機ですと、何の条文に使うのかっていうのをですね、
0:26:53	しっかり使う条文に投げ合って、
0:26:58	下はそこに書いてありますということを示したかったんですけども、初めですね、これ全部まとめて、観光なら観光で示す、
0:27:08	というような方針で作業をしていて、
0:27:11	そのあと、やっぱりここ細かくブレークしないと正しくないから、例えば、発電機の負荷は水素とか計装で使うんで、
0:27:19	それぞれの設備でちゃんと投げましょうと。
0:27:21	いう方針変更したところで、ちょっと直すのをですね忘れてしまったというのが残っております。
0:27:29	はい。なので、ここは
0:27:31	ちゃんとですね、資料館のしっかり設備及び合えるように、
0:27:35	すいませんちょっと漏れがないか再確認させていただければと思います。以上です。
0:27:42	古作です。
0:27:45	玉置さんちょっと状況が、

0:27:47	よくわからなくて、整理員の方針を途中で変えたんだけど反映漏れで す、ちゃんと反映、整理をしていきますと。
0:27:56	いうことはわかりましたけど、
0:27:59	どう整理するんですかがよくわからず、
0:28:02	呼びあいたいののでって言っていると、今みたいな書きぶりになってわか らないっていう状態なんですけど。
0:28:08	これは主で説明するのはここですと。
0:28:13	いうのがあって、そちらに見に行ってください。
0:28:17	なりそちらで説明するのでここでは不要ですという、
0:28:22	趣旨がまず第1、
0:28:25	であって、
0:28:26	その種の人が、降った日等のものを全部回収するように、これとこれと これを受けて、それも含めて対応しますと。
0:28:36	言えればいいんですけど、
0:28:40	それってまず、これは今、例示で挙げた場所はどこが主ですか。
0:29:07	はい、日本原燃の玉内です。
0:29:10	今、例で挙げていただいた電源の評価のところは、同時発生の実証のと ころでした。
0:29:20	ですので、この電源設備を、
0:29:25	電源設備をですね、計装水素乾固で、
0:29:32	使えますと。
0:29:33	いうところで、それぞれの負荷について、
0:29:37	その各条文で示しているので、
0:29:40	古作です。
0:29:42	山口さんが私のコメントの趣旨を理解していないようなので、
0:29:48	どうでしょうかという。
0:29:50	ところなんですけど、
0:29:53	それぞれの負荷を受けているので、それぞれの負荷、
0:29:58	がどういうものかというのは明示を、
0:30:01	する必要がありますと。
0:30:03	いうのであればじゃあどこで明示するということでの整理になったん ですかと。
0:30:09	いう古藤って聞いてると思っていたいただいても構いません。

0:30:37	日本原燃の瀬川ですちょっと私がしゃべるの間違ったら、
0:30:42	横やり入れていただきたいんですけど、ここのまず掛かんこの方、同じ文章ですけども 129 ページのところですね。
0:30:50	ポチの最初グレーハッチングされているところ、これは
0:30:56	電源容量として必要な容量を記載しているものでして、設備の容量そのものをどうするかというのはその次のパラグラフのダイヤの 8 ですね。
0:31:07	80 k V A を設けるということが、節 B 側に展開しなきゃいけない内容になりますでは
0:31:15	ニーズとして発生してる要領そのものなんで、設備側というわけではないという整理がまずあります前提として、
0:31:22	ここで 22 と 24 で、相手先に飛ばしちゃってるんですけども、これ本来あまり必要なくて、ここの可搬型発電機のここの容量の 21 k V A という、
0:31:36	内訳、は、観光の電気要求だけじゃなくて、水素と計装の電気要求も合算して 21 k V A ですよということを言わんとしていたところでございました。
0:31:51	なので、飛ばし合いというよりはですね、何ていうんでしょう。
0:31:56	ダイヤをつけるのでちょっと何かまいちなかもしれない。計装と水素のニーズも踏まえての必要容量を示して行って、
0:32:06	資源の評価結果を説明したものであることから、設工認への反映は必要ないというような、そんな理由づけをしてあげるのが、正しいやり方になったかと思います。
0:32:17	はい。
0:32:18	まず自立としては以上です。
0:32:26	そうだろうなと思いますので、
0:32:30	10 と 8 ですかね。
0:32:33	ということ
0:32:37	後段の方は、電源のほうに飛ばして行って、そちらでしっかりと根拠を説明する体系をとりますと。
0:32:46	いうふうになるんだと思いますが、
0:32:53	等、
0:32:54	何かあれですよ
0:32:57	ダイヤの 8D 電源に飛ばした方で、

0:33:03	冷却機能喪失なり水素掃気機能喪失という時に使う負荷、
0:33:10	についても対応するという事は書いてあって、
0:33:15	書いてあるのでここでわざわざ飛ばさないと、その旨が落ちてしまうという事ではないっていう事ですよねまず、
0:33:23	絶対は。
0:33:25	はい。日本原燃のセガワコサクさんのご理解の通りです。はい。
0:33:29	はい。補足です。それは多分牟田が広がらないと思うんで、そうだとする等、わざわざここで言わなくてもっていうことからすれば10番8番ということで、
0:33:43	と、この記載がどういう趣旨なのかそれを踏まえて設工認での扱いどうしたらいいのかと、いうことは説明がし切れるし切れていると。
0:33:52	ということだとは思いますが。
0:34:01	コサクですもし2224みたいなことを書きたいんだとしたら、この書きぶりではわからない。
0:34:08	ので、もうちょっと
0:34:12	書いた趣旨を見せなきゃいけないということですけど、そこは、
0:34:19	書かなくてもいいようなところをどうするのかなので、私からどうこうは言わないようにしていきます。
0:34:27	はい。日本原燃の瀬川さんありがとうございます。ちょっと、いずれちょっと誤解を与えないような表現、
0:34:34	ですし、余計なナンバリングをできるだけ削除してということで、
0:34:40	削除し過ぎてちょっと抜けて、まずいんですよ。
0:34:43	もう1回ちょっと流したいと思います。
0:34:45	以上です。
0:34:48	僕は規制庁側から質問
0:34:54	古作です。念のためですけど今の話ってS Aだけですかね。
0:35:04	はい。日本原燃のセガワね、杖だけだと思って。
0:35:10	おります。
0:35:15	規制庁コサクです。私自身もそのDBでこういうのもあるんじゃないかって、思いつくものがないので、S Aでこう対策が複数並んでいて、
0:35:28	共通して使うものがあると。
0:35:30	というのはこの特徴だと思いますので

0:35:36	記載の仕方はこれも先ほどと一緒にですけど整理をした上で、S A 関係だけかもしれないけど、作業者複数いると思いますので、ス展開をして、対応をお願いします。
0:35:51	はい。日本原電の瀬川承知いたしました。
0:35:56	ではほかに規制庁から質問、いらっしゃいますでしょうか。
0:36:02	ないようですので中心の方の説明に行っていただければなという。
0:36:10	日本原燃の大嶋です。それでは、中心連絡設備の方の説明をさせていただきます。資料は、昨日、提出させていただきました通信S A 0001 の、
0:36:22	R 4 になります。
0:36:25	藤。
0:36:26	ワンコットピールです説明したところは割愛し、割愛させていただきながら、修正の方針を中心に説明をさせていただきたいと思います。
0:36:38	それでは、
0:36:40	まず最初に前回のヒアリング、
0:36:43	3月15日のヒアリングにおいて修正できておりませんでしたと言ったようなところを、今回はしっかり修正をさせていただいて提出させていただき、いただいています。例えば、右下29ページ、
0:36:56	に36条展開の項目立てをしっかりとしますというところで、前回項目立てを1ヶ所操作性の確保についてできておりませんでした。ここについては今回しっかりと、
0:37:08	し修正をさせていただいております。
0:37:11	ということです。
0:37:13	その他前回、冒頭に説明させていただいたのは試験検査の記載の横並びと、あと、
0:37:23	地域弁天の設問に該当しない理由の、
0:37:27	横並びということがうまくできてませんという説明をしております。ここについて、今回、乾固とIIと記載の統一化を基本的にして出させていただきましたが、これまでの
0:37:45	乾固と夜のこれまでの議論においてそのところは試験検査はペンディングをして十時、17を中心にまず議論を進めますと。
0:37:56	ということでこれに該当しない理由は先ほどご指摘いただいた通り、
0:38:01	そのツリーでしっかりそれを、

0:38:05	受け取るのかと、というようなことがよくわかりづらいという指摘ありましたのでこのところはまた今後修正をさせていただきたいと思いません。
0:38:15	はい。
0:38:16	その他、修正させていただいたところを簡単にご説明させていただきます。
0:38:23	と、
0:38:24	まず、
0:38:26	3月15日ヒアリング指摘事項の反映といたしまして、他条文に関わる記載の添付書類への飛ばし方の見直しをさせていただいております。
0:38:38	30、
0:38:39	右下39ページ、40ページ目の別紙1。
0:38:45	1、39ページまでに、
0:38:50	において
0:38:51	前回、基本設計方針に記載していた。
0:38:57	ような他条文への
0:38:59	オオハシの記載は、書類に展開しないというふうなことで説明させていただきましたが、これは勧告と整理が異なるというふうに指摘いただいています、
0:39:10	今回光条文の添付書類に、
0:39:13	飛ばすというふうな修正をさせていただいております。
0:39:18	その他、
0:39:22	先ほど藤原さんからのお話があったような、上限版の
0:39:27	横並びというのを幾つ
0:39:30	で、36条展開に関わる基本設計方針の横並びと、別紙102の記載の、
0:39:40	横並びというのを、
0:39:42	支援系設備の条文を中心に転換させていただいて、
0:39:47	おりますと、すみません、古作です。はい。はい。ごめんなさい今言われている話が資料のどこを変えて、どうしてるのかが全然わからなくてですね。
0:39:58	理解ができてないん。
0:40:02	もう少し記載をこうしましたっていうこととセットでお話、もう一度し直していただいけませんか。

0:40:10	39 ページに移ったところからで結構です。
0:40:15	はい。
0:40:16	日本原燃の保科です。39 ページの別紙 1②のところの説明をすみませんちゃんとしておりませんでしたのでさせていただきます。
0:40:27	具体的には、一方、技術基準の条文解釈への適用に関する考え方の⑧番と⑨番のところで、
0:40:37	前はここ、
0:40:39	緊対へのデータ伝送に、
0:40:41	使用する設備ということで、情報把握、計装設備等、放射線管理設備に関わる事項を、現在基本設計方針で記載しております。この添付書類のところをバーにして、
0:40:54	して、
0:40:55	おりまして、どこにも添付だとながないよというような形になっておりましたが、そこを
0:41:02	観光の基礎整理に、
0:41:04	あわせて条文の添付書類、通信の説明書です。それを受けますというような展開をさせていただいて、
0:41:13	おります。
0:41:14	はい。はい。コサクですすみません、ちょっと
0:41:19	覚えきれないので、一つずつ話をさせてもらいたいと思うんですけど、今の冷却機能喪失に合わせてと言われましたけど、
0:41:29	どういう趣旨かっていうのはご理解いただいていますか。
0:41:35	はい。日本原燃の保科です。蒸発参考。
0:41:40	2、
0:41:41	あわせ合わさってなくてしっかり合わせなさいという指摘の趣旨は、
0:41:48	以上メンタ条文含めて、条文の条文適合に必要な設備を、事業許可なり設工認の基本設計、
0:41:56	方針で書き下している。
0:41:59	ますので、それをしっかりと次条文の添付書類で、設計方針として記載をした上で、その
0:42:09	設備の設計の詳細については、他条文といますか
0:42:15	他の添付書類に飛ばすというような、飛ばし合いをしっかりと、関連づけをしっかりとしておくというような趣旨だというふうに考えて、

0:42:25	おりました。
0:42:26	古作です。今の説明だけだと、私が作業者だと混乱をするんですけど、
0:42:34	飛ばして、
0:42:38	いるのだから飛ばした先で対応するのが、
0:42:42	当然で、
0:42:46	クリアになっているのじゃないかと、出た時条文た条文って言われましたけど、
0:42:52	そもそもこれた条文要求になっているものだから、
0:42:57	次条文のところ、特に言う必要ありませんよとってしまうと。
0:43:02	何を書くのと。
0:43:06	ってつけるのはいいんですけど、
0:43:08	じゃあ、
0:43:09	添付書類で何を書くのっていうところが、
0:43:14	わかってないでただ書いても、また次、
0:43:17	ばらつくよっていう気がするんです。
0:43:22	D、D、
0:43:25	次条文た条文って言ったのはな。どういうことなのかって、どう、
0:43:31	基本設計方針では飛ばし合いをしているのか。
0:43:35	それを踏まえて添付書類ではどういうふうを書くつもりなのかというのは共有されてますか。
0:43:47	日本原燃の大嶋です。
0:43:52	李条文他条文の整理につきましては、
0:43:59	事業許可の整理と変わっていないというふうに思っております、
0:44:06	直接通信であれば通信連絡設備の条文要求に適合に必要な設備を、が、基本的に地上分の設備、
0:44:16	だと思っております。ただその要求を達成する、
0:44:21	上で通信であればデータ伝送に関わる設備が出てきます。それにつきましては、通信の条文要求としても必要ですが、
0:44:33	条文、これであれば、計装設備であったり、
0:44:36	放管設備の条文適合のためにも必要な設備でありますので、そちら側でも設備の設計について、許可で、
0:44:46	述べてますし、今回の設工認でも述べてます。そういったところの、県、県様じゃないですけど

0:44:55	他の決議側で述べている設備を、
0:44:59	通信の条文要求適合のために使いますといったようなことを、基本設計方針で、しっかりと書くと、いうことだと思ってまして、そういう考え方とか
0:45:14	条文に多少面というか他の設備区分で設計方針を記載している設備、
0:45:22	であって、その書き方なり、フジノ、鳥羽四方といえますか、そういったことは、ある程度ルールとして展開されて、
0:45:33	おります。
0:45:39	規制庁の藤原です。説明って、今で終了ですかね。今、基本設計方針の話だったと思うんですけど、添付とかの話って、
0:45:49	何かしゃべりますか。
0:45:53	はい。
0:45:53	日本原燃の、
0:45:55	品です。添付書類につきましては基本設計方針と同様に、
0:46:01	その下の書類に関しては基本的方針等連絡設備ではない設備の設備について、これとこれを使いますというようなことを書かさせていただくことで考えておりまして、その設備の詳細な設計方針、
0:46:15	は、ここの添付書類で示すというようなリンクを貼るという対応をすることで考えておりました。
0:46:23	以上です。
0:46:28	コサクですちょっと空中戦になっちゃうといけないので、
0:46:33	どうしようかな、8番、9番、まず、別紙1ではどうなってますか。
0:46:41	ていうのを説明いただければと思います。本当は今添付書類の話もあったので、別紙3の方も、
0:46:48	あるといいのかなとは思いますが、そちらのもしそれも作業がされているのであれば、そのページもそのあと、平いて説明いただければと思います。
0:47:03	日本原燃の大嶋です。ちょっと、
0:47:06	別紙1を取り過ぎ説明させていただきたいと思います。今日提出している資料ですと、
0:47:15	これにしたんだっけ。
0:47:21	N I S A、9ページを。
0:47:24	ご覧いただきたいと思います。

0:47:26	新田 9 ページの基本設計方針の記載の一つ目と二つ目の、
0:47:32	パラグラフが⑧番に関する記載です。
0:47:38	ここで記載しているのは、緊急時対策所重大事故等に、
0:47:42	対処するために必要なデータを伝送するための設備として、情報把握計装設備の、これを使いますと。
0:47:49	これを使う設計とするという設定の方針を記載させていただいておまして、そしてその設備、
0:47:57	の設計方針、
0:47:58	具体については、この項目で示すというようなリンクを、⑧-2 のところで、記載をして、させていただいていると、こういった展開を基本設計方針では施設、
0:48:11	おります。
0:48:14	はい。コサクですありがとうございます。で、
0:48:18	ここ今書いてあるやつわあ、
0:48:21	特に第一段落ですけど、これは次条文なんですよね。
0:48:30	日本原燃の大嶋です。
0:48:32	条文の適合に必要な設備です。
0:48:35	はい、古作です。名の
0:48:40	この部分わあ、次条文の添付書類でも記載をしなきゃいけないってことですよね。
0:48:48	はい。
0:48:48	そうです。
0:48:50	ていうことを古作です。そういうことを十分認識せずに、先ほどというのを書き忘れましたということですかね。
0:49:09	日本原燃の保科です。前回提出した段階ではそういう認識をしっかりせずに、
0:49:17	いたということという記載を別紙 1、②でしてごさいませんでした。
0:49:22	はい。今回はここしっかりと認識して修正させていただいたという、
0:49:28	はい。補足ですわかりました。で、今、平折田 9 ページの第 2 段落についても、添付書類で同様に飛ばしを書くと、その飛ばし先は、
0:49:42	計装の
0:49:44	添付の、
0:49:45	場所に飛ばすように変えていくというのが

0:49:50	店舗側での対応っていうふうに思ってるんですけど、合ってますか。
0:49:59	日本原燃の。
0:50:00	品田です。はい。小久保。はい、同様の認識でした。
0:50:05	はい。補足です。はい。
0:50:08	わかりました。そのあたりもその認識が全体に共有できてるかということが不安だったので、ちょっと細かめに話をしたんですけど。
0:50:18	できているようなので、他の担当者のレベルはわかりませんが、結構かと思言います。で、
0:50:28	ちょっと脱線するんですけど、
0:50:32	今のその9ページの第2段落で、
0:50:36	個別項目の整理室の計装せ、計測制御装置と、
0:50:43	言っているんですけど、
0:50:47	Bの方になっちゃうかと思うんですが、制御室の中に計測制御っていうのがあるというのは何でなのでしょう。
0:51:06	日本原燃の保科です。
0:51:10	これは設備区分に応じて、
0:51:13	ホームページを現在展開しておりますその設備区分がこうなっているからということにはなるんですが、設計基準の設備区分におきまして、制御室で表示をする装置とか、
0:51:27	そういったものは、制御室の区分の中で記載をしておりました改正が何とかって言ったようなものです。
0:51:35	なので重大事故につきましても、表示装置の時は、
0:51:41	というのを制御室の中で展開していたという、許可の背景がありますので、今回というか、現在もこのような整理になっているというものでした。
0:51:54	古作です。4歩通産が一制御室ということですけど、4ポツ1に計測制御設備というのがあって、
0:52:06	そこのすみ分けはというと、現場側が4ポツ1ですと、で、伝送を受けて表示するのは4ポツ3の中で対応しますっていうことですか。
0:52:21	はい、おっしゃる通りの理解で、恩田や、
0:52:25	ないです。

0:52:28	と規制庁コサクですそれはあれですかね既認可のときからそうなるってことですが、それとも新基準適合の許可の際に再整理をしたということなのか、今回整理をしたということなのかどうでしょうか。
0:52:46	はい。
0:52:47	日本原燃の保科です。厳密に言いますと、まず従来事故に関するこの整理は新基準の中、新基準の事業許可の対応の中で、
0:52:59	出されているというふうに思っております。既認可は重大事項がございませんでしたので設計基準の話になるんですが、既認可ではこの
0:53:11	データを表示する装置の区分は制御室でございましたが伝送する設備は明確になって、
0:53:20	おりませんでしたので、それがどこだっていうのはちょっと
0:53:25	明確になってないというふうに考えて、
0:53:28	おります。
0:53:30	以上です。
0:53:31	はい。規制庁草間です。状況はわかりました。で、今のそのデンソーっていうのがちょうどその現場と制御室の間、どこを境界にするのかと。
0:53:43	いうところだと思んですけどそれはどう整理されてますか。
0:53:54	日本原燃の大嶋です。現状の整理をお話しさせていただきます。計装関係につきましては、現場でプロセス、
0:54:06	もう、
0:54:07	変動量を計測する設備自体は、計測制御設備になってます。そのパラメ計測したパラメーターを制御室なり、
0:54:19	品胎に伝送する設備と、制御室で表示する設備が、制御室の計測制御装置という枠組み、
0:54:30	はい。でも、
0:54:31	おります。
0:54:33	はい、規制庁コサクですわかりました。そういう整理をDBでしてあると、SAのこの情報把握、計装設備は、制御室、
0:54:44	の機能と、
0:54:46	制御しながらですね4ポツ3ポツ1の制御あせ計測制御装置と同等の同等というか同趣旨の、
0:54:57	機能になるのでそこに対応させていると、ということですね。
0:55:04	はい。

0:55:05	おっしゃる通りです。
0:55:08	はい、古作です。わかりました。で、
0:55:11	す。さらにで申し訳ないんですけど。
0:55:14	4 ポツ 3 ポツ 1 っていうのは、DB の範疇もあると思うんですけど、DB と S A は項目は分けずにまとめて、
0:55:26	記載をするということでいいんですね。
0:55:37	日本原燃の保科です。
0:55:41	現状共通 05 の中で、設備区分を整理しておりまして、その中で、設計基準対象の施設重大事故対象の施設というのを、すみません、正確な時期は忘れたんですがどこかのタイミングで、
0:55:54	消させていただいていて、一緒くたの設備区分として、
0:56:00	奥さんおっしゃったような、
0:56:04	規制庁コサクです。整理の状況はわかりました。
0:56:10	多分そのときに議論をしたんだと思うんですけど、兼用してたりもするので、無理くり分けて予備あってもしょうがないよねというようなことはあったのかなと思うんですけど。
0:56:23	一方で分けて書いている項目もあるので、
0:56:27	その仕分けってどうなりましたっけっていうのが、またぶれないように考えを整理をしとくといいいのかなと思いますけど、あれセガワさんそういうのって何かまとめてましたっけ。
0:56:41	はい。日本原電の瀬川です。まとめていたかと言われればまとめていないというのが実態でございまして、これまとめなきゃいけないという認識がございまして。今回ですね、00 資料を全条文一気に
0:56:55	採決させていただくということで作業進めて、
0:56:59	全条文横同士一気にこう見たところですね、
0:57:04	うん。問題が顕在化してるというかですね。
0:57:08	というのがあって、整理が必要と考えていたところでした。以上です。
0:57:13	はい。コサクですわかりました。そしたら先ほど、00 の記載ぶりの関係から、
0:57:22	共通資料の見直しもということでタスクを立ち上げていただいておりますけど、今の設工認の項目、
0:57:32	整理という関係も、
0:57:36	同様に進めていただければと思います。

0:57:43	はい。日本原燃の瀬川承知いたしました。ちょっとお断りじゃないんですけれども、今日、今日もまた 00 資料が、そのサポート系の条文追加で出てきます。
0:57:56	見ていただくと、確かに読みづらいなあというような印象を受けるかと思います。すいません、まだそういった整理をしないままに、問題点を意識したままちょっと提出してしまうことをちょっとご承知いただければと思います以上です。
0:58:14	はい、古作です。その点でわあ、今回の作業は全般にオンゴーイングそれぞれ経過途中でやりつつもう、
0:58:26	認識共有したいことは、順次整理をして進めていくということだと思いますので、そういうのはあっていいと思っているん。
0:58:38	ですけど、そういう状況だということの認識共有をまずしましょうと。
0:58:44	ということなのその点でもスケジュール表とかですね、
0:58:49	或いは資料の最初のページだとか明確にスルー場所をちゃんと整理をして、現状の進捗がどういうフェーズなのか。
0:58:59	課題として何が残っていて、いつ処理するのかと。
0:59:03	ということがわかるように対応をお願いします。
0:59:10	はい。日本原燃野瀬が承知いたしました。
0:59:17	規制庁側から質問あるかという所でしょうか。古作です。すいません話を戻すと先ほどの別紙 102 の
0:59:27	説明の途中で止めちゃったと思うので次の項目説明をお願いします。
0:59:36	はい。
0:59:37	日本原燃の、
0:59:39	品ですそれでは説明の続きをさせていただきたいと思います。続いて
0:59:47	修正、今回の提出させていただいた資料で、前回からの修正のポイントなんですけど、
0:59:56	36 条展開多様性指摘分散。
1:00:00	悪影響を防止し、
1:00:03	環境条件、といったようなところの記載制度を、
1:00:09	改めて
1:00:12	県警の設備を中心に、横並びの確認をさせていただいております。
1:00:19	次に各条件の記載において、

1:00:24	多少ばらつきがございました。そのばらつきについてはばらついていていいのか、各条線の特有、
1:00:32	御説明事項なのか、それとも、ばらつきがあっちゃいけないのかっていうのを、
1:00:36	確認をした上で、ばらつきがあっちゃいけないようなところの、
1:00:40	修正を今回させていただいております。
1:00:44	具体的には、右下 18 ページ。
1:00:49	をご覧ください。
1:00:53	基本設計方針のところの上のパラグラフで、
1:01:00	内的事象、病院とする重大事故等が発生した場合に対処に用いるというふうな文章があるかと思えます。ここの青字の部分は各条文で記載の
1:01:11	横並びを図った結果、
1:01:15	通信連絡設備の記載が少し足りていませんでしたのでこういったところを修正させていただいております。
1:01:26	はい。
1:01:27	また、36 条展開につきましては、試験検査に関わるのところも同様に、展開をさせた展開をして
1:01:38	横並び記載の統一化を図っております。そこのところは
1:01:43	蒸発乾固のところ議論があったように、もう少し整理が必要だということで、今回修正をしている者の選任ということにさせていただければと思います。
1:01:57	36 条展開は以上です。
1:02:03	続いて、別紙
1:02:06	②の記載。
1:02:10	ご説明させていただきます衛藤。
1:02:13	右田 39 ページと、40 ページですね。
1:02:18	基本設計方針の記載に、特設関わるものではないんですけど、先ほど説明した添付書類への
1:02:27	展開の仕方のほかに基本、
1:02:32	行政の考え方の理由の記載ですとか、その設計方針に記載する事項といったところの書き方が、ここについても、各設備、
1:02:44	主に、
1:02:45	県警の条文で

1:02:48	ばらつきがございましたので、このところは、
1:02:54	ある一定の考え方といますか
1:02:59	蒸発観光の代替安全冷却と、代替換気設備の記載を参考にさせていただきました、
1:03:09	記載、統一化できるところを統一化して、例えば通信で言いますと、①に記載、39 ページの①に記載しているようなものは、
1:03:21	語尾を、何々に必要な設計というような形にして、何を書いているのかっていうのをちゃんと、
1:03:29	わかるようにそして記載が統一化というのを、
1:03:32	図らせていただきました。
1:03:36	はい。
1:03:37	通信で特出して修正したところは医療になります。
1:03:46	店長の藤村です。最後にご説明いただいたさ、最初のですかね 39 ページ 40 ページあたりで先ほど事故情報の方で、少し整理をお願いしている。
1:03:59	これ系統図は、通信あったか微妙なんですけど、配置図とか、そういった部分ってここって今は入って来てないんですけど、ここ入る予定と思っていていいんですか。
1:04:11	日本原燃の。
1:04:12	大嶋です。す。すいません。説明を怠ってしまいましたそのアカウントプールで
1:04:21	主に 36 条展開、悪影響防止を例に説明、
1:04:26	お話がありましたがここところを、系統図に飛ばすのか、飛ばさないのかっていうような整理、
1:04:32	はちょっときちんとできておりませんでしたのでここところは、次回の提出までに、整理をして
1:04:41	修正した、提出させていただきたいというふうに考えてます。
1:04:45	以上です。
1:04:47	規制庁コサクです。しっかりと展開いただきたいん
1:04:52	ですけど、
1:04:56	何。
1:04:57	計装通信ワー
1:05:00	他の機器と違って、系統図って書いてましたっけ。

1:05:12	日本原燃の。
1:05:14	大平です。厳密に言いますと、計装設備の継続制御設備は、今回、系統図、添付図面として系統図、
1:05:24	お出ししておりますが、通信設備につきましては、設備グレードの考え方、
1:05:32	により、今回添付の図面としては添付図面の添付書類としては出していません。ただし、通信連絡に関する説明書の
1:05:44	中で系統図、配置図といったようなものを展開させていただいております。
1:05:50	この整理については、共通 08 の、
1:05:55	中で、
1:05:56	マトリックスとして整理しているものがありますので、それに沿った対応を今回させていただいており、
1:06:04	はい。以上です。補足です。そうだと思うので、そういった違いっていうのが間違いのないように対応させていただいて、
1:06:14	場合によってはこちらが見て誤解をしないように、
1:06:20	わかるようにしといてもらうといいかなと思います。
1:06:27	人間のお雛です。
1:06:29	了解いたしました。江藤菅ない場合はその旨がわかるような記載等を追記することにより混乱を、
1:06:37	招かないような
1:06:39	整理というか展開をしたいと。
1:06:42	思います。
1:06:43	灰色でコサクですよろしくお願いします。一方では一井とかは、保管場所なり何なりってところで関係してくると思いますので、
1:06:53	同等かなとは思んですけど、現状でそういうのは示されてるんですけど。
1:07:03	日本原燃の講師名です。通信連絡設備につきましては、配置図にも、通信の説明書、
1:07:12	6-1-1-8 の、
1:07:16	赤でお示しをしているということになってます。
1:07:22	コサクですそれわあ、共通 08 でそれも議論してあるんですけど、あんまり記憶にないんですけど、

1:07:32	日本原燃の大島です。
1:07:36	僕が議論してないのでちょっとさっき言った話が含まれていて申し訳ないんですけど、
1:07:41	MOXの第一課伊井の申請のときに、共通08の整理をしている。
1:07:49	はずでして、その中で、通信能勢配置図が、
1:07:54	その中で通信の確立がないというふうな議論になっているはずですが、そのときにどこに、じゃあそれを書くんだっていうようなことを、
1:08:05	整理した結果、数字の説明通信は説明書で出しますということをお話させていただいてそれを共通082展開して、
1:08:13	いると。
1:08:15	思っております。
1:08:17	古作です。
1:08:22	先ほど大一緒ではあるんですけど、何で通信はいいんだっていうところを再確認して、全体、
1:08:32	整合とれた書類整備になってるのかと。
1:08:35	ということかと思えますのですみません瀬川さん、いろいろとお願いをしまして申し訳ないんですけど、
1:08:42	少し確認をして、必要に応じて明確化なり、
1:08:48	方針変更なりというところで検討していただけますでしょうか。
1:08:56	はい。日本原燃の瀬川です。共通08のちょっとおさらいも兼ねて、
1:09:02	先ほど来ちょっといろいろ出てますので、合わせてちょっとまた説明の場を設けさせていただければと思います。以上です。
1:09:11	はい、古作ですよろしくお願いします。
1:09:22	質問がございました。
1:09:23	規制庁の藤原です。ちょっと細かい点ではあるんですけど、8ページのところで今回青色
1:09:32	変容する。
1:09:34	話が追加されてる。これってもう全体的に設備条文なり、運用、
1:09:40	設計基準の方と兼用するものってこういうふうに、全体的に整理がされて展開されてる話というふうに理解していいですか。
1:09:53	8ページ目のセガワです。
1:09:56	これはですね、

1:09:58	まず結論から申しますと、サポート条文側は一律、このルールで展開されてます。
1:10:06	で、事故条文側、
1:10:09	ですけれども、
1:10:11	こちらはまだ展開されておりません。どこに書くべきかといったところも含めてちょっと場所を今探ってるところでございました。以上です。
1:10:22	規制庁の藤村ですわかりました。
1:10:24	ということは、今、昨日ですね、事故情報結構出てきているんですけど、そこには反映がなくて、今後、場所を検討されて記載、記載はされるってことですかね。
1:10:38	はい。日本原燃の瀬川です。記載はしなきゃいけないと思っております。ちょっと言い訳がましいですけども、先行して動いてた条文ほどですね間に合わなかったっていう、
1:10:51	直前になってイシハラから俺じゃ全然急所繋がんねえだろうっていうので、急遽コメントをもらって、反映したものがこのフレーズでして、
1:11:01	唯一通信ぎりぎり間に合ったといったところで、はい。
1:11:07	規制庁の藤原です。わかりました今後展開されてっていう時に確認をさせていただきます。
1:11:14	続けて、
1:11:16	16 ページのところで、
1:11:19	吹き出しにつける。
1:11:21	がついてる部分の二つ目、一つ目二つ目なんですけど、
1:11:26	許可からの変更点のところ
1:11:29	まず一つ目の吹き出しでは乾電池用いるものがないので、それはもう書かないことにしましたという整理があって、その次のところに、中ベンチを用いるものが、
1:11:40	可搬型衛星電話のカッコ屋外用の部分のみでやってっていうこと、あとそのあとに、また書きで、事例して使用する設備はないって書いてあるんですけど、
1:11:52	15 ページとかを見ると、東邦とか、屋内用の可搬型衛星電話とかっていうのは、発電機から受電しっていう話が書かれてるんですけど、ここの関係ってどう整理されてるのか説明いただけますか。
1:12:08	はい。

1:12:10	日本原燃の大嶋です。これはちょっと許可と設工認の基本設計方針で、たてつけといいますかちょっと文章の書いてる順番が異なっている関係上ちょっとこうなっているということでして、
1:12:25	今ご指摘いただいた16ページ目の、設工認の基本設計方針の記載は、これは事業所外に対する、通信、
1:12:38	事業所外に対して必要な通信連絡設備の設計方針をまず記載しております。で、その設備の電源は、それぞれこうしますという設計方針をここで書いておまして、
1:12:52	15ページのほうに戻っていただきますと、15ページ目の、
1:12:58	二つ目。
1:13:00	基本設計方針の二つ目から、
1:13:04	事業所外のに必要な通信設備の代替電源は、こっからとって、
1:13:12	使えますよというような設計方針を展開しております。これここで統合原子力防災ネットワークなり、衛星電話なり、
1:13:23	ていうのを記載しておまして16ページ目で重電池を使う。
1:13:29	ものはこれですと、というようなことで記載して、
1:13:33	ますのでまず、許可と記載が異なっているということでしたそして許可と、なんでこんな大きく違うのかといいますと、
1:13:44	右下。
1:13:47	10、
1:13:50	1ページ目ですね。
1:14:01	先ほどの事業許可の、
1:14:07	記載がここにも出てきております。
1:14:11	右下11ページで11ページ目という事業許可本文の一番下の、
1:14:18	企画圧が込みされているもの、これが先ほどの右下16ページでしたっけ、のところに飛んでいるものでして、
1:14:29	ここでは、基本設計方針への展開としては許可と同様の展開になってますんで、これが
1:14:39	N I S A 11 ページ目の記載が、
1:14:41	事業所内の、
1:14:43	に必要な通信連絡設備の設計方針をうたっておまして、
1:14:50	事業所内に必要な通信連絡設備としては乾電池を使うものもございまして、従前値を使うもの。

1:15:00	中で、中電池、
1:15:03	で対応するものとその従前値に対して、発電機から受電することで、使うものが、今後されておりますので、こちらは許可と同様の記載になっていると。
1:15:18	ということですが、
1:15:21	今の説明でわかりましたでしょうか。
1:15:24	規制庁コサクです。言いたい気持ちはわかりましたけど、そういうふう に書いてあるのかっていうのは全くわからなかったですね。
1:15:38	はい。
1:15:39	日本原燃の押田です 16 ページ目も、
1:15:43	事業所外のものはこういうものしかないというふうな記載。
1:15:48	一応、
1:15:49	わかるように記載したつもりではありましたがちょっと言葉足らずでしたので、もう少しこの言葉は拡充させていただきます。
1:15:59	古作です。今言われた事業所外の輪ってというのは、どこを見れば書いてあるんですか。
1:16:07	はい。
1:16:08	日本原燃、
1:16:09	大嶋です。
1:16:10	右下 16 ページ目をご覧くださいと、今ご指摘いただいた一番上のパラ グラフのところに、許可からの変更点というのを記載してコサクです。 ごめんなさい。
1:16:24	そこの説明に書いてあるのはわかってんですけど、文章でそう読めない。 い。
1:16:29	基本設計方針でそう読めないっていうことで聞いてるんですけど。
1:16:40	稟議での、
1:16:42	大嶋です。
1:16:44	おっしゃる通り基本設計方針では、事業者、事業所外に使うとか事業所 内に使うっていうのがわかりませんので、ちょっとそこは検討させてい ただき、
1:16:56	規制庁のフジワラです。はい。すいません項目だけとしてはないんです けど、13 ページのところ黄色ハッチングかかっているところあたりか ら、

1:17:06	事業所外のって話をしたいってことではないんですかね、ここで切り替わって所内から外に、
1:17:12	そのあとに続く分は全部外ですよってことでもないですか。
1:17:16	古作です。文章としてはそうだと思ってんですけど、先ほどどこかの話にもあったように、消防番号を書いたりとかってあるので、
1:17:30	あればですね。
1:17:31	明らかにその分で書いてあるのは範囲でしかないというのが明確なので、主語とか書いてなくても読めるんですけど、
1:17:45	そういう作業をしているという中で、ここで書いていないということは、そういう配慮がされてない方針なんだと理解をしたので、
1:17:54	幾ら並びがあったとしても書かないと駄目じゃないですかってというのは印象です。
1:18:00	で、実際どうなんですかね。
1:18:05	はい。
1:18:06	日本原燃の大嶋です。今、
1:18:09	藤原さんと、
1:18:11	たくさんがおっしゃっていただいたようにそういう意図で、基本設計、
1:18:16	方針ごとには、
1:18:20	事業所外で使うとか、
1:18:22	事業主体に使うっていうのを、うちの一つ一つ書いているわけでは、
1:18:26	なかったというのがまず実情です。ただそれだこの10、16ページ単品で見たときに、
1:18:33	わからないというふうなご指摘。
1:18:36	ですのでそれがわかるように、通称の見直しをするかまたは項目立てをして、しっかりと記載分けをするかというようなことを少し考えさせていただきたいと思います。
1:18:51	規制庁の藤原ですよろしくお願ひします。1点確認したいんですけど、所内と社会の話をされて11ページだと、乾電池の話があったり、受電してって話があって、最後に7日間継続して、
1:19:07	使えるんだって話をまとめて書かれてるような展開だと思ってるんですけど、そうしたときに、15ページ16ページだと、
1:19:17	それが成り立ってますかっていったところが、

1:19:20	中で、10 団地用いるものしか 7 日間以上って入ってない気がするんですけどその辺ってどうですかね。
1:19:32	日本原燃の保科です現状おっしゃる通り発電機類については、
1:19:40	推進設備側で述べるまでもなく 7 日間で、
1:19:45	使えるような設計とするということ。
1:19:48	だと思っております、そこの部分については 7 日間使うということを経営方針として記載しておりませんでした。一方、重電池につきましては電源設備に依存するものではなく、自分の
1:20:04	自分の通信設備付のバッテリー類というようなもので担保しなければいけないので、それらについては
1:20:15	自分の
1:20:17	通信連絡設備の設計として記載をしていたという考えでした。
1:20:24	清町の藤原です。
1:20:26	考えはわかるんですけど 11 ページだと受電の話も含めてで 7 日間以上ってなってる気がしてそれで並びがとれてないのかなと思ったところです。この辺りの記載をもう少し検討されるかもしれないので、その際に、
1:20:40	内外での記載の横並びなんかもけ、考えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。
1:20:49	日本原燃の志田です。
1:20:52	了解いたしましたし、考えさせていただいて適切な形に修正させていただきます。
1:21:01	規制庁の藤原です。
1:21:03	続けて、
1:21:06	これは念のための確認なんですけど 23 ページのところ、
1:21:14	何段落目とか 5 段落目、これ多分 4 段落目と 5 段落目の江藤すいません、許可の本文のところ、黒四角囲みしてるところはこれ、同じものを 2 回書いてるってことですかね。
1:21:26	で、おそらく左側にあるのは、それをタフて、左側の李安楽分を足せばそこになるんですけどことですかね。
1:21:35	今に理解したんですけどそれでいいですか。
1:21:40	日本原燃の。
1:21:41	大島です今おっしゃっていただいた通りの理解で、

1:21:46	間違いないです。そういうふうな考えで記載させていただきました。
1:21:49	規制庁の藤尾です。4、
1:21:52	-04-8 っていうので振ってるのでわかるっちゃわかるんですけど、実際は何か、
1:21:58	違う話を、違う数字で出してきたのかなって覚えちゃったりもするので、もう少し工夫をいただいて、
1:22:05	むしろこれ1個でよくてそれが二つに対してきちんと明確化しましたっていうふうな形がわかったりとかの方がいいかなと思いました。それが次のページにもあったので、その点ちょっと
1:22:16	見せ方というかわかりやすさの工夫っていうのを、検討いただきたいんですけどよろしいですか。
1:22:24	日本原燃の大嶋です。了解いたしました。これ二つ書いた方がしっかりとし、
1:22:31	比較ができてわかりやすいだろうというふうにちょっと考えてしまいましたが、こうしたんですが、逆に混乱を招いてしまいましたので、ちょっと見直しをさせていただきます。
1:22:42	以上です。規制庁の藤原です。よろしくお願ひします。場所がは離れてたらこういったこともあるかもしれないですねここからとかっていうところへとかって今も工夫されてるかと思うんですけど、もう並びになっているので、
1:22:55	片方でもいいかなと思いました。
1:22:58	続けてなんですが26ページのところで、
1:23:01	26ページの一番下のところ、殊、⑬番がついてる、21ページにも振ってるかなんですけど、これ保管場所を明確にしたというところが、
1:23:14	許可の申請書の方に、
1:23:17	吹き出しがあったりとかしてあって、
1:23:21	ただ、今回の整理を見てみると、
1:23:24	前処理とか分離っていうのがむしろ動かなくなったのかなと、保管場所としては使わなくなってここです。
1:23:34	それに置くものはこれとこれですっていうのは明確にしたっていうふうに理解したんですけど、そういう理解で大丈夫ですか。
1:23:44	日本原燃の大嶋です。はい、おっしゃる通りの理解でして事業許可の段階では、全般的な基本設計方針として、過程、

1:23:55	外部衝撃からの、
1:23:57	保護するための建屋に保管をしますということを書かせていただきました。それをもって今回の基本設計、
1:24:06	本心では、それを実際のどこの建屋に置くのかということ、
1:24:11	しっかりと、
1:24:12	明確にさせていただきましたということでした。
1:24:16	以上です。
1:24:17	規制庁の藤原です。もう少しだけ言葉の説明を工夫していただきたかったかなと思うところです。江藤。明確にいただくと、頭とかでぼやかしてたりとかしたのがとか建屋内にぐらひの話だったのが、きちんとここにおきますってなったときには、
1:24:32	また保管場所を明確にただけで何かわかるんですけども、実際今回は書かれている中から、むしろ絞ってここにしましたってことなので、その点がわかるように、この吹き出しを書いていただけたら。
1:24:45	よかったかなと思うんですけどもいかがですか。
1:24:51	日本原燃の保科です。引き出しの記載、すいませんさびついでございませんでしたので、そういうふうな考え方、記載の考え方が変わった場合にはその考え方をしっかりと吹田市の
1:25:05	中で書き切れるように、今後修正させていただきます。
1:25:09	以上です。
1:25:11	規制庁の藤原ですよろしくお願ひします。あとその局からの変更点なので、どちらに吹き出しをつけるのかって言ったところも、
1:25:19	設工認申請書の基本設計方針のほうに吹き出しを書いたほうがわかりいいのかなとも思ったり両方ともにですね、
1:25:29	吹き出しを
1:25:30	引っ張るとかっていう形の方がわかりやすいかなと思いますのでその点も含めて検討いただけたらと思いますよろしくお願ひします。
1:25:44	了解いたしました。
1:25:46	終了させていただきます。
1:25:54	規制庁側から質問ある方よろしいでしょうか。
1:26:01	大丈夫ですね。ごめんなさい。規制庁の藤原後1点確認させてください等、40ページ、先ほどの設計の考え方のところで、今回通信のところって、ダイヤの数字を振っているところで、手順等っていうのを、

1:26:15	記載されてるんですけど、今まで事故条文では見たことなかったんですがこれって設備処分ではこんな感じの展開がされるってことですかね。
1:26:29	権限の品です。はい。事故条文側では、
1:26:38	通信で言うところのダイヤの4番の除雪除灰に関する運用というものしかないと思いますが、
1:26:46	それ以外の手順に関する記載も、運用で担保してるというようなものが幾つかございますので、今回こういう記載をさせていただいております。この記載の仕方については関係する条文に、
1:27:04	ございます。できれば関係同様の記載で、今、出させていただくよう準備をしているところです。
1:27:10	以上です。
1:27:14	規制庁コサクですちょっとよくわからないんですけど、通信で今40ページで書いてある※じゃないやダイヤの2は、
1:27:26	保安規定括弧運転管理施設管理で担保すると言っていて、
1:27:35	施設管理という関係だと。
1:27:40	別に事故条文の設備だっっていう気がするんですね。
1:27:44	運転管理ワー、ちょっと、
1:27:46	重大事故人しか使わないものについては別なのかもしれないんですけど、何で違いが出てくるんだろうっていうのがよくわからないんですが、別紙一位、
1:27:59	どうなっ。
1:28:01	具体がどうなっていて、
1:28:03	除雪除灰とは別で整理をしなきゃいけないことであり、
1:28:11	かつ受事故条文では関係ないっていうことは何か説明できますか。
1:28:21	日本原燃の。
1:28:23	品です。
1:28:25	すいません。事故条文で関係ないという説明をちょっとこの場で、今すぐできないんですが通信設備、
1:28:37	規制庁コサクです。まずは通信でこの場所でこういうことだと説明していただけると、今日出てきてる事故調分の担当の方が、
1:28:49	自分の方ではというふうに言ってくれるんじゃないですかね。
1:28:56	はい、了解しましたでは通信設備の具体を説明させていただきます。
1:29:02	右下30。

1:29:03	8 ページ目をご覧ください。石田さん 18 ページ目において、事業許可の添付書類 6 の記載の下の二つの記載をグレーハッチングにしております。これは、
1:29:20	危険検査の
1:29:22	中で
1:29:24	通信連絡設備の保管数量保管状態を定期的を確認するというものとさらに乾電池を使うものの定期的な交換中電池を使うものの定期的な充電とといったような、
1:29:39	健全性維持に関わる具体に関する事、運用、
1:29:45	に関するようなことを記載していることです。
1:29:49	この記載につきまして、先ほどの、
1:29:53	40 ページ目の別紙 1、
1:29:57	②の、
1:29:58	中で
1:30:00	火山とは別に手順として担保するものなので
1:30:05	は山は重大事故時における手順なのですが、この手順は火山とは別に通常時の管理において、実施をする運用ですので、
1:30:16	今はダイヤの 2 番として整理をさせていただきました。
1:30:22	以上です。
1:30:32	規制庁コサクですけど事故条文がは何か。
1:30:36	説明はありませんか。
1:30:41	はい。日本原燃の玉内です。蒸発乾固ですとか水素爆発ですと、こちらもともと本文の設備のところと、あと
1:30:51	線路くうのところの記載から基本設計を変えてまして、添 6 のところで、除灰についてはですね運用の必要なものとして書いてます
1:31:00	蒸発乾固でいきますと 47 ページをお願いします。
1:31:10	はい。47 ページの、
1:31:13	右から 2 番目の列のですね下から二つ目のパラグラフで、
1:31:19	添 6 のところで、
1:31:24	火山降灰法の時にはですね、除灰する手順にしますというところを、環境条件のところ述べていただいている、
1:31:34	これはの手順、除灰に関する手順だけですのでということで、即出せしているものが、

1:31:40	ございます。これを基本設計方針に反映しないというところですね、理由ということで、四角4市型の4というもので、
1:31:48	今落としてる整理になっています。
1:31:51	これも同じだと思います。はい。以上です。
1:31:55	日本原電、ちょっとだけ補足をさせていただきますと、
1:31:59	彼女はいみちなやつですねこれは設備を設計する上で、除灰をして対応するっていうのはその運用がその設計の前提条件になってるような、
1:32:11	もので、これは通信も自己常務の共通的なところとして、店舗外展開でしよう。
1:32:18	一方でこの通信の充電を定期的に行いますとか、こういう状態維持に関わるような、
1:32:26	しかも何ていうんでしょうこれ汎用品的なものですか。
1:32:30	の確認、蒸発乾固側でいえば例えばなんか、アクセス有井類ですかね、登ると閉めるための等ぼナットがないとかどうか、
1:32:40	そういったところのアクセサリ類の維持管理的な経路が強いということで、コサク、comウィルスカーになっているものと、
1:32:51	考えました。以上です。
1:32:56	はい、高坂です。
1:33:03	補足をするとっていうと変なんですけど、
1:33:07	除灰の方は36条で基本全体展開をしていることが個別書かれていると、ということなので、個別の対応、特に不要ですよということだし
1:33:20	そっちの関係なのでということで各条文、同様に
1:33:28	対応するというところでのマーキングをしていて、
1:33:32	通信の方で今回で出しているダイヤの2というのは、それとは36度繋がりではない個別の機能維持の関係での対応なので、
1:33:45	まとめはせずに、別マーキングをしましたと。
1:33:49	ということと理解をしましたけどそこは、
1:33:54	いいですか、合ってます。
1:34:00	例の、
1:34:02	保科です今尾崎さんおっしゃった通りの、
1:34:05	理解で問題ないで、そういうふうに考えて提示させていただきました。
1:34:11	はい。コサクです。その上で、

1:34:14	じゃあ同趣旨のやつが他にないのかと、いうことなんですけど。いや添付書類にはそんなこと書いてませんでしたっていうのが結論。
1:34:24	ではあるとは思いつつもですね。
1:34:27	許可で書き忘れてただけなんじゃないのかと。
1:34:30	というような視点でも話をしたいなと思ってます。そう考えたときに、
1:34:40	38 ページの下側の一番下の部分については、先ほど瀬川さんからアクセサリ的なものでみたいなのと言われましたけど、
1:34:51	機能維持として必要な日常的な措置と、
1:34:55	ということだと思います。で、冷却機能総数なり、水素掃気機能喪失の対応という関係での、
1:35:06	機能維持でいうとですね。
1:35:12	考えられるものでいうとメンテナンスはべ、大枠で振られているのでいいとして、そうすると一駆動燃料の確保、
1:35:23	維持と、
1:35:24	いう古藤。
1:35:27	かなあと思うんですけど、そこはどうなってます。
1:35:36	はい日本原燃の瀬川です今小坂さんの話聞いててまさにその通りだなと思ったところではブザーがきちんと減ってないっていうことの確認だとか、蒸発乾固でいえば、貯水槽の
1:35:50	水、
1:35:51	これが減ってないというようなところは、これはやはり定期的を確認する、当たり前のようにやるものになりますので、
1:36:00	うん。嘘そうだったところかと思いましたはい。以上です。
1:36:06	はい。コサクですそれって、添付なりに書いてなかったですかね。
1:36:13	日本原燃の瀬川です。
1:36:15	結論から申し上げますと書いてなかったんです。
1:36:20	コサクです、工藤燃料って、工藤来希っていう古藤にぶら下って、
1:36:27	何でしたっけ、補機燃料供給設備だか何か。
1:36:33	入れたと思うんですけどそれってどの枠でしたっけ。
1:36:40	日本原燃の瀬川保木工藤様はですね今電源設備のうちわ系の整備です。
1:36:49	はい。で、
1:36:50	電源にもそういうのはなかったですか。
1:36:56	日本原燃野瀬が私がチェックしてた限りにおいては、もうこの

1:37:01	10年値を用いて定期的に充電を行うというのは何で許可でこんなこと書いたんだろうと思ってたぐらいで、
1:37:08	何かあんまり違和感感じるのがなかった。
1:37:12	入電がさ他だと。
1:37:14	非常用電源の必要な電源をつなげるって言って電源が常に確保できてはいはって、はいはい。ていうことはそれ問題じゃない。
1:37:24	それを広げてやるか、系統で過去の違いだけはそうですね、常にそれが使える状態を維持するっていうのは、
1:37:31	計算の部分。
1:37:32	そうすると逆に他に書いてなかったのがまずいのかなっていう印象ですね。
1:37:42	はい、古作です。そんな印象を私も受けていてですね。
1:37:48	この議論だけで言ったこの資料だけで言えば、除外をしているので、
1:37:59	大きな影響は受けてはいないんですけど、今別紙3とかに、
1:38:04	行った時にですね、添付書類でどこまで書くのかと、というようなことかというと、
1:38:11	特に今の関係でいうと
1:38:14	試験検査性という関係からも関係してくることがあるので、どっかで書いといたらいんじゃないのかという気がするんですよ。
1:38:24	なので、今後別紙3を整理するときの着眼点として、こういうところ、別紙1で外している部分も、試算ではこういうふうになりますよと。
1:38:35	というようなことをちょっと検討して、の燃料の関係とかですね、あと何かがあるかな。
1:38:42	先ほど言った、水供給の水確保については多分水供給側で何らか手当してると思いますが、
1:38:55	透水、
1:38:57	ソウモウ。
1:38:59	工藤Dだからよくて、
1:39:05	輪
1:39:06	臨界もう多分中性子吸収材の話はしてあったと思うので、そこの辺り並びでですね、整理をしていただいたらいいかなというふうに思います。
1:39:23	はい。日本原燃の瀬川です確かに事故条文にもそういうちょっと、

1:39:28	ありましたね。確かに中性子吸収材っていう観点がありましたのでちょっと全体1回ローラーしてですね。
1:39:35	こういった今の獣医師協会っていう関係もあるのでちょっと全体説明点で、しっかりメンテナンスの観点で拾わなきゃいけないものがないかというのを今一度ちょっと精査したいと思います。以上です。
1:39:51	では規制庁岩倉他質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:40:01	ないようですので、資料これ、1020日のマーク停止が終わりましたので最後に
1:40:06	振り返りと訪問スケジュールのほどお願いします。
1:40:13	便利だと。
1:40:14	まだ、
1:40:16	今週、どっかで、
1:40:19	はい。日本原燃の玉内です。
1:40:22	まず振り返りをさせていただきたいと思います。
1:40:25	はい。
1:40:27	別紙1ですね吹き出しについて、設計基準側の方の記載となりも含めてですね、全体の記載すべき内容をですね、共通06で整理をすると。
1:40:39	ということになります。はい。あと試験検査の記載につきましては、
1:40:44	今後十時17. 通でですね記載する内容等、精査してそれを反映すると。
1:40:51	いう方針で対応させていただきたいと思います。
1:40:55	あと、別紙1の②につきましては、今、
1:40:59	通信だけは系統図ですとか、図面に飛ばしておりましたけれども、
1:41:04	実際設計に必要な図面はですね、しっかり紐付けて見えるようにですね。
1:41:10	するというにしたいと思います。この際に、共通する8に沿った値に達しましたけども、出席してて、メールですぐそういった対応なりですねしっかり認識した上で作業を進めていきたいと思います。
1:41:25	場合の項目性ということで、こちらも
1:41:28	状況をですね確認した上で、今の項目が妥当かというところの整理をさせていただきたいと思います。はい。
1:41:35	あとは、休息も、51条の方のですね、内容で、

1:41:41	設計基準との兼用をするというふうなですね、規制をさせておりましたが、これ現状サポートだけなので、今後ちょっと必要な展開をしていくということを考えます。
1:41:54	次ですね、記載しておりますので、今後ちょっと考えます7の方で屋内外の読めない文書となったんです。こちらは記載の適正化を考えますということになります。
1:42:04	はい。あとはですね、最後までございました機能維持に必要な手順ですね、そういったものについて抜けがないかというところ別紙3、
1:42:13	まとめレベルですね、着眼点として整理を進めていきたいと思えます。
1:42:18	振り返りは以上になります。
1:42:21	スケジュールですね。
1:42:23	次のコメントいただいたやつの反映でその後節になりますが、
1:42:28	記載の統一ですとか、少々時間がかかる。
1:42:32	ものが課題で含まれてございますので、
1:42:35	1回整理してからですかね、ちょっと作業量、
1:42:40	させていただいてから、浅野。
1:42:42	スケジュールでご相談させていただければと思います。はい。以上です。
1:42:51	スケジュール。
1:42:52	この質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:42:55	規制庁の藤原です。
1:42:57	今日、別紙1は00資料が出てくるっていう話があったと思うんですけどって何か出てきますか。
1:43:08	日本原燃の堀口です。今日は軽装と、能勢
1:43:13	日本原電やっぱり、要は計装と話して、
1:43:18	相当勤怠が出る予定です。
1:43:22	規制庁の広井でちょっと音声が悪くなってしまったんですけど、ケースと、
1:43:27	勤怠いらっしゃる時、はい。
1:43:31	わかりました。あと、それ以外、昨日提出されて、協定されるのはその2条文で、あと残りは明日ってことですかね。
1:43:44	日本原電の堀井です。はい。残りは明日です。

1:43:48	規制庁の藤原です。わかりました。あと、今日提出で十時 17 があったと思うんですけどそれって、無事出せそうですか。
1:43:59	日本原燃の堀井芦田です。
1:44:11	日本原燃の瀬川です。
1:44:13	すいません今すごく回線がここ例年不足していて、藤原さんの声が三階 4 階、
1:44:24	出てきたのでちょっと間開きました。
1:44:26	ですね十時 17 はまさに今ちょっとレビューをしているところでして、
1:44:32	先ほどちょっとお伝えしたのは、
1:44:35	先ほどのこの記載もまだまだちょっとチープだなあといったところもありますし、あと、今回、重要な溢水との関係性ですか。
1:44:46	あそこもちょっとマジック、本当かと。
1:44:49	いようなところもあってですね、ちょっとこのヒアリングの後、作業に入ろうと思っていたところですので、
1:44:57	ちょっと
1:45:00	もう半年ですね、
1:45:02	そんなところもあってですね。
1:45:05	からですね、ハラダのレビューもまだ受けてないのでちょっと今日は辛いかなという印象です。はい。以上です。
1:45:12	規制庁の藤原です。そういったところで、ヒアリングのぐらいかなって、としては、明日の午前中、
1:45:24	2、十時 17 っていう予定になってたんですけど、それってどうしますか。
1:45:39	日本原燃の瀬川です。4 月の会合になるとですね、むやみやたらこう、後送りっていうわけにいかないってのは重々ちょにいかないんですけど、
1:45:54	やはりきちんと 1 回 1 回のヒアリングが、意味のあるヒアリングにしなければいけないといったところもあってですね、最低限そこまでは引き上げたいと思っているところでして、
1:46:08	ちょっといずれにもちょっと明日の午前中のヒアリングってのはちょっと難しいと思ってます。来週、会合の経験という難しい、ちょっとすいません。私事務局でありながらヒアリングスケジュール、
1:46:24	何が言ったかってちょっとすぐ即答できないんですが、大体、

1:46:27	来週、
1:46:32	溢水薬品。
1:46:34	2、27日。
1:46:46	えっとですね、
1:46:49	27日に他のサポート系の条文の00資料のヒアリングが設定されているようなので、
1:46:58	そこのタイミングで少し説明できるように入りつけさせていただければと思うんですがいかがでしょうか。
1:47:07	規制庁の藤原です。一応、24日の朝の分を27の浅野別紙0をやろうとしてた、00の別紙1をやろうとしてたところで、
1:47:18	ていうところは理解しつつも、あと24日ってそのあとに、溢水の方の話もあって、
1:47:25	SAの話も受けてっていうような流れにもなった気がするんですけど、そこって大丈夫ですか。
1:47:33	はい、日本原燃の瀬川です。
1:47:36	やろうとしてるものの認識合わせバー、溢水側とSA側でできてるんですけども、それを
1:47:43	どう示すんだっていうのがちょっと今、SA側でしっかり書ききれてなくてですね。
1:47:49	どうしたのかな。規制庁の藤原です。あれですかね考え方としては、一応、
1:47:58	定まってきたんだけども、記載として起こすのが難しいというか整えるのが難しいっていうなり時間がかかっているって感じなんですかね。
1:48:12	はい。日本原燃の瀬川です。その通りです。であればもうだ出してしまえばといったところもあろうかと思うんですけども、実態としてはその通りです藤原さんにいただいた通り、
1:48:26	規制庁のフジワラですわかりました。
1:48:29	私は明日の午後のヒアリングー斉の方のヒアリングではある程度の考え方を聞けると思っていいですか。
1:48:42	はい。日本原燃の瀬川です。ですね、普通の溢水のヒアリングのちょっと口頭での説明になってしまうんですけども、まずやろうとしてることを、SAとしてもですね口頭で

1:48:54	ご説明させていただいて、その内容の具体を、来週月曜日に、具体的な資料を見て、ご確認いただくという流れで対応させていただければと思います。
1:49:07	規制庁のフジワラですわかりました。
1:49:10	私から以上。
1:49:12	他に質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:49:19	ないようですので最後に、規制庁側から連絡事項ありますでしょうか。
1:49:25	原理側連絡事項等ありますでしょうか。
1:49:31	ないようですので本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。お疲れ様でした。
1:49:35	録音いたします。